

開 議 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 一般質問

○議長（小松則明君） 日程第1、一般質問を行います。

及川 伸君の質問を許します。御登壇願います。及川 伸君。

○10番（及川 伸君） 希望フォーラムの及川でございます。おはようございます。

ただいま、議長より質問の機会をいただきましたので、これより通告に従いまして順次質問をしてみたいと思います。

あの忌まわしい東日本大震災から、間もなく8年がたとうとしております。改めて震災で犠牲になられた方々に衷心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

それでは、通告によりまして質問に入りたいと思います。

まず、平野町政の1期4年間の総括と評価について。

平野町長は、4年前「決断」と「責任」という政治スローガンを掲げ、5つの政策的公約を打ち出されて町長に就任されました。町長就任後は、旧庁舎解体に係る問題等に追われ一時的に行政運営が停滞したものの、以後は御自身の公約の実現あるいは震災後の復興事業の推進等、多くの町政課題の解決に対して多方面にわたって住民が安心して暮らせる住みよいまちづくりにために精力的に奔走され、一定の成果を上げられてまいりました。その御苦勞と御功績に対しまして、改めて敬意と感謝を申し上げる次第であります。

そこで、平野町長は今任期4年間で振り返られまして、御自身の町政運営をどのように総括されておられるのか、また、町長選立候補の際に公約として掲げられた5つの政策課題の達成度についてどう評価されておられるのかお尋ねいたします。

ことは統一地方選挙の年でもありますが、8月に予定されております大植町長選挙に関しまして平野町長の再選出馬に向けての御意向について御見解をお尋ねをします。

続いて、平成31年度予算編成の基本方針と財政運営についてお尋ねします。

現在、日本の景気は安倍政府が打ち出した金融緩和政策（通称、アベノミクス）の効

果もあり、長いデフレから脱却しやっとな景気回復の兆しが見えてきたものの、現状の経済はというと実質賃金の伸びはマイナスで個人消費は伸び悩み、正直なところ町民生活において景気が回復してきたという実感が湧かないというのが現状であります。また、財政悪化の最大の原因は高度成長期からバブル期にかけての膨大な公共投資であり、バブル崩壊後は景気回復最優先の財政運営を行ってきた結果であるとも言われております。

さらに、平成29年度における累積した公的債務残高、すなわち借金は、国・県合わせると1,071兆円に達し、人口で割ると国民1人当たり850万円と、先進国の中では最悪の状況に置かれております。今後、復興期間が終了した後の当町の財政は、税収の落ち込み、地方交付税の削減、国庫補助負担金の廃止あるいは公共事業の仕分けなどによる廃止、削減、見直しなど、財源の確保を図ることは極めて困難な状況となり、従前以上に厳しさを増してくるものと強く懸念されるところであります。こうした中で、当町の財政は公債費等義務的経費が増加し、税収の減収が進み、当然のことながら財政の弾力性を失うことで、第9次大槌町総合計画の推進が停滞するのではないかと強く危惧するものであります。

そこで、まず平野町長は、現在の町経済あるいは町財政の現状をどのように御認識をされておられるのか伺いいたします。

また、このような厳しい経済情勢を踏まえまして、新年度予算編成についてどのような方針で行われたのか、予算編成の基本的な考え方と予算規模について伺いいたします。

加えて、平成31年度予算編成において、重点目標と重点施策についてお尋ねをいたします。

当町の予算編成は、国・県や地方財政計画に基づき編成されるものですが、そこで新年度予算編成において、歳入における地方交付税、震災復興特別交付金、そして徴税収入の見込みについてはどのように予測しておられるのか伺いいたします。

安定した行政運営を行うために重要なことは、財政の健全化に努めるということに尽きるわけですが、それを具体化していく上で財政政策の基本は「入りを図り、出を制す」というのが行政経営の鉄則であり、また、第4次大槌町行政改革大綱の中にも民間の柔軟性で多彩な発想と手法を積極的に導入して行政運営を推進するという一節があるとおり、今後は積極的に民間手法を導入して行政運営を推進すべきだと考えます。

そこで、歳入の根幹である自主財源をふやすためにどのような工夫をされ、平成31年

度予算編成に取り組まれたのかお伺いいたします。

また、歳出に関して「出を制す」という部分では、予算編成においてどのように反映をされたのか、お伺いいたします。

続きまして、復興政策の今後の課題についてお尋ねします。

1つ目は、復興期間の考え方について。

現在、国の示す指針によりますと、復興・創生期間は2020年で終了し、そして翌年の3月には復興庁がなくなることとなっております。しかし、被害の大きかった被災自治体を中心にまだまだ支援が必要という声が増しに大きくなってきております。その裏には、想定外の大きな災害によって生じた瓦れきの撤収、高台移転や土地のかさ上げ、そして労働者の人手不足など、難しい問題によって大幅に事業のおくれを生じたことが大きな原因となっております。

そこで、復興・創生期間後の復興の進め方については、復興期間に機械的に10年で切るというのではなく、復興施策の進捗状況等を踏まえて柔軟な制度的対応が必要であると考えますが、当局の御見解と、国や関係団体等への働きかけについてお伺いいたします。

続きまして、復興交付金等の今後についてお尋ねします。今回の東日本大震災の復旧・復興推進に当たっては、膨大な時間、人手、そして費用がかかったことは周知のとおりであります。その中で特に国からの復興交付金等の復興関連予算によって、復興事業はほぼ計画どおり推進されたということが言えると思います。今後、残された事業についても同様に復興交付金等関連予算が必要と思われませんが、現行の復興交付金等の需要が復興期間以降に発生した場合の対応はどうなるのか、今後の予算措置の見通しについてお伺いいたします。

②心のケアの問題について。

現在、被災自治体では、復興が進む一方で、新たな問題が発生しております。いまだに仮設住宅にお住まいの方、災害公営住宅に転居された方あるいは新しく土地を購入し新築された方、それぞれに居住環境によって内容は異なっていると思いますが、被災者は少なからず悩みや不安を感じておられる方が多いと推測いたします。また、震災後は、体調がすぐれず、環境の変化等もあり、ひきこもり状態になっている方も少なくありません。このような状況を踏まえ、今後の被災者の心のケアについてどのように取り組んでいかれるかお伺いいたします。

続いて、児童虐待についてお尋ねをします。

最近、テレビ、新聞など、マスコミによって連日児童虐待を扱った報道が後を絶ちません。現在、全国の児童相談所には児童虐待に関する相談対応件数が8万件以上にも上り、児童虐待防止法施行前の1999年の1万1,700件に比較するとおよそ7倍以上に増加しました。岩手県においては、ことしの暫定値で611件で、5年前と比較すると2.8倍と急増しております。こうした現状を踏まえて、先月7日、国連の子供の権利委員会では、子供に対し虐待など暴力が高い頻度で報告されている現所を懸念して日本政府に対して対策強化を求めました。これを受けて安倍総理は、全国の公立小中学校、教育委員会に対し、1カ月以内に虐待が疑われるケースの点検作業の実施を指示し、さらに国会審議の中でも「児童虐待を根絶させるためは何でもやる」とまで発言されております。

また、児童憲章では「全ての児童は、心身とも、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される」とうたっております。しかし、今この憲章は形骸化しかねないほど児童虐待は深刻な状況と言えます。なぜ、このような悲惨な事件が後を絶たないのか、麻生財務大臣は以前、国会審議の中で「虐待は連鎖する」と発言しております。つまり、親が子供のころに虐待を受けると、自分も子供に虐待をするようになってしまうということです。子供のころに親に抱かれた経験がなければ、我が子の抱き方がわからない親がいても不思議ではないでしょう。私は、この不幸な連鎖を断ち切り、未来ある子供たちの健全な成長を願わずにはられません。

そこでお伺いいたします。現在の大槌町における児童虐待の現状、実態はどうか。また、最近の児童虐待の傾向、現在の社会環境が影響していることがあればお聞きしたいと思えます。

以上、壇上からの質問は終わりました。再質問は自席より行いたいと思えます。御清聴いただきましてありがとうございます。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 及川 伸議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、町政の総括と評価についてお答えをいたします。

私は、4年前の町長就任後、真っ先にそれまでの復興実施計画に掲げる全ての事業について、聖域を設けずに検証し、町のリーダーとして責任を持って多くの事業の見直しを決断しました。復興計画の第3期実施計画の策定においても、選択と集中によるメリ張りのある計画づくりに努め、計画の実施過程においてはフットワーク、ネットワーク、

チームワークの3つのワークを大切にしながら、議会を初め町民の皆様と一体となってまちづくりを進めてきたところであります。

私の公約として掲げた政策のうち、1つ目である1日も早い住まいの確保と生活再建については、住宅地の整備を着実に進めるとともに住民の皆様の声に答え、新しいコミュニティ形成の後押しとなるよう集会所の整備を進め、住民の方々が集い安心して快適に生活ができる住環境づくりに邁進してまいりました。

2つ目の、町民の命と健康を守り、生活支援の充実では、応急仮設住宅で生活されている町民の皆様が安心して暮らせるよう、見守りや傾聴支援に継続して取り組んできたほか、地域と関係機関が一体となって高齢者の皆様安心して暮らせる体制づくりに取り組んでまいりました。

3つ目の、人を育て、命ときずなを守るまちづくりでは、子育て支援として第2子以降保育料無料化や、放課後児童クラブ、放課後子ども教室の施設整備、小中一貫教育ではふるさと科に学校、保護者、地域が一体となって取り組んでいるほか、県立大槌高等学校の魅力化を図るため関係機関と連携して取り組みを進めております。また、防災教育においては、津波の被害や教訓を後世に伝えるため「忘れない、伝える、備える」を基本コンセプトに、生きた証回顧録デジタルアーカイブ、震災伝承展示などを進めており、防災・減災への取り組みとして避難路の整備や、自主防災組織の再編と強化を図ってまいりました。

4つ目の、活力あふれるまちづくりでは、区画整理事業区域内において空き地バンクによる住宅再建支援、商業者の再建支援などにより市街地の活性化の促進に取り組んでおります。また、農林水産業ではおおつち地場産業活性化センターの建設とあわせ、その効果的な活用により6次化を図り、町内生産物の高付加価値化を進めてまいります。観光振興においては、大槌町観光ビジョンを策定し、地域資源を活用した取り組みを進めているところであります。

5つ目の、恵まれた自然と文化を守り、生かす活動では、イトヨが生息する遊水地の保全や、郷土芸能の継承など、郷土材を活用した取り組みを進めております。また、当町においても将来人口減少が予測されることから、地方創生総合戦略に基づく取り組みや、釜石・大槌定住自立圏形成協定の締結など、住民の皆様の命と暮らしを守るため、議会を初め町民の皆様と一体となって取り組んでまいりました。

次に、ことし8月に予定されている大槌町長選挙への再出馬の意向についてお答えを

いたします。

8年間にも及ぶ町の復興計画期間は、本年度までとなっております。今後も引き続き復旧・復興を初めとした各施策を切れ目なく着実に邁進していくことが非常に重要であろうと考えるところであります。このたび、復興計画の後継であり、今後10年間にわたる町の最上位計画となる第9次総合計画を本定例会に上程させていただいたところであります。町民との協働のもと、1年にわたって策定を進めた本計画を着実に実施し、大槌町を復興から次のステージに導く責任は、計画を取りまとめた私にあると思うところであります。今後の復興の総仕上げと、総合計画の基本理念である「魅力ある人を育て新しい価値を創造し続けるまち大槌」の実現に向け、1日たりとも無駄にせず、粉骨砕身、全身全霊で引き続き責任を果たすべく、次期大槌町長選挙に挑戦させていただきたいと考えております。

次に、平成31年度予算編成の基本方針と財政運営についてお答えをいたします。

初めに、現在の町の経済、町の財政の現状につきましては、いまだ復興事業の影響下にあると思われまます。その理由の一端としては、法人町民税が被災前の2倍となっており、町外からの復興関連企業が大きく影響し、復興需要が継続していることがわかります。しかしこのことは、現在の町経済、財政が、復興事業に大きく依存しているあらわれでもあります。

次に、予算編成の基本的な考えにつきましては、大槌町東日本大震災津波復興基本計画から後継となる第9次大槌町総合計画へ移行し、復旧・復興から新しい基本理念のもと町の将来像を実現するため、町民一丸となってまちづくりに取り組む必要が最重要であると、こう強く思うところであります。

次に、平成31年度の予算規模につきましては、一般会計では201億円と震災以後最大の規模でありました平成25年度当初予算と比較しますと3分の1以下となり、復興事業の進捗による予算規模の縮小が感じられ、年々数百億円規模であった予算が震災以前の予算規模へ終息に向かっております。

次に、平成31年度予算における重点目標と重点施策につきましては、復興事業の完遂はもちろんのこと、全国共通の課題である人口減少の加速化や少子高齢化の進展は、東日本大震災により甚大な被害を受けた当町は問題がより深刻であり、交流人口の拡大や移住定住の推進は喫緊の最重要課題として取り組む目標としております。また、目標と課題解決のため、生活基盤となる産業の活性化を最優先に進めてまいります。特に、魅

力的な農林水産業の確立と新規就業者の確保及び安定、産業の生産性向上や販路拡大、雇用の場の確保、大槌らしい観光物産戦略を展開し、町民所得の向上を目指すことを重要施策としております。

歳入の今後の収入見込みについてですが、地方交付税は平成32年度に震災特例措置が終了することで、平成33年以降 2 億円程度減少し22億円前後と見込んでおります。また、町税につきましても、復興事業の終息に伴い復興関連企業の撤退などにより法人町民税の減収、人口減少に伴い個人町民税の減収により、徴税としては9億円前後と見込んでいるとこととであります。

次に、自主財源の確保策と平成31年度予算の取り組みにつきましては、さきにお答えしましたとおり、現状のままでは将来的に非常に厳しい行政運営をしなければならず、ひいては行政サービスの低下も危惧されます。自主財源の確保は、その根幹である徴税の確保が重要であり、そのためにも町民所得の向上と人口減少の抑制が最優先であると考えております。そのため、平成31年度予算では将来への種まきとして産業分野への重点的な施策の展開を図るため、おおつち地場産業活性化センターを中心とする6次化、養殖漁業等に取り組んでまいります。また、人口減少対策及び産業人材確保策として、地域おこし協力隊の活用も積極的に展開してまいります。

歳出抑制の取り組みについてですが、震災前は行政改革の中で経常経費に係る物件費など一律5%カットなど歳出抑制等にも取り組んでおりましたが、復興事業の終盤でもあり事業停滞を招かぬため、さきのような歳出抑制は行っておりません。しかし、事業執行の再検討や備品等の一括購入による事業費の圧縮など、現状においても可能な限り歳出抑制を行っており、今後も引き続き取り組んでまいります。今後につきましても議員のお言葉のとおり、経常経費については「入りを図り、出を制す」を実行し、歳入を確保し歳出抑制を行いながら将来の大槌町のための投資事業を積極的に行ってまいります。

次に、復興期間の考え方についてお答えをいたします。

当町の復興状況は、ハード整備は着実に進んでおりますが、被災者の心のケアやコミュニティ形成等の心の復興など、ソフト面を中心とした取り組みは国の復興・創生期間に限らず今後も町民に寄り添いながら切れ目なく取り組んでいく必要があると考えております。また、復興・創生期間後の対応については、被災市町村共通の課題であることから、当町からはもとより県町村会や県沿岸市町村で構成する復興期成同盟会を通じ

ながら、復興・創生期間に限らず被災地の復興が完了するまで確実な財源措置等の対応について国等に要望しているところでもあります。

次に、復興交付金の今後についてお答えをいたします。

当町の復興交付金事業につきましては、大槌町東日本大震災津波復興計画に基づき事業計画を策定し、2020年度末までに全事業が完了する予定となっております。現状、事業経過に沿って進捗していることから、以降の復興交付金による予算措置は想定しておりません。国の指針により復興・創生期間と位置づけられております昨年度からは、復興交付金事業の新規事業申請は減少しており、既に申請を行っている継続事業について各年度予算を申請している状況となっております。また、現行制度においては復興交付金事業の計画期間は10年間とされていることから、復興交付金としての国の予算措置はされないものと考えております。このような状況を鑑みますと、復興・創生期間以降に新規事業が計画されることを想定しておりませんが、東日本大震災津波復興に関連する新たな予算ニーズが発生する場合には、復興交付金ではない支援制度が必要と思われませんが、現在の状況としては国からはそのような情報は入っておりません。今後につきましては、国または他の自治体の動向を注視しながら、引き続き情勢の変化に柔軟かつ迅速に対応してまいりたいと考えております。

次に、心のケアの問題についてお答えをいたします。

被災者を初めとする町民の皆様の心のケアにつきましては、岩手県心のケアセンターを初めとするさまざまな支援機関の協力をいただきながら、心の健康相談や個別訪問による支援などに取り組んできたところであります。これらの取り組みにより、当町においては震災前と比較して自殺死亡率が低下傾向にあり、平成25年及び26年には自殺者ゼロを達成するなど、一定の効果があらわれているものと認識しております。一方で、本年度町が実施した町民アンケートにおいては、54.8%の方が日々の生活の中で何らかのストレスを感じており、岩手県心のケアセンターが実施しているストレス相談においても抑うつや不安が背景と見られる身体症状の割合が増加するなど、ストレス過重の長期化が課題となっております。これらの状況を踏まえ、町では本定例会に御提案申し上げている第9次大槌町総合計画に心の健康づくりの推進を盛り込んでいるところであり、今後とも被災者を初めとする町民の方々の生活環境の変化に対応しながら関係機関と連携し、長期的な視点に立った心のケアと健やかな心を支える地域づくりの取り組みを推進してまいります。



次に、児童虐待についてお答えをいたします。

県のまとめによると、県内の児童相談所における昨年度の児童虐待相談対応件数は1,088件であり、4年連続で過去最多を更新しております。当町を所管する宮古児童相談所管内においても平成27年度以降増加傾向にありましたが、昨年度は112件であり、前年度と比較して若干の減少が見られます。宮古児童相談所管内における虐待の傾向としては、面前DVなどの心理的虐待が67%と最も多く、県全体でも同様の傾向が見られるところではありますが、これは面前DVに係る警察からの通告が急増したことが要因の一つとなっております。町において昨年度受理した児童虐待件数は7件であり、内容は親からの心理的虐待及び身体的虐待であります。町としては、今後とも全ての子供の権利を守るため児童相談所や警察、学校など関係機関と連携し、虐待の予防、早期発見、早期対応、再発防止など、児童虐待防止のための取り組みを強化してまいります。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。及川 伸君。

○10番（及川 伸君） ありがとうございました。

それでは、表題の1から質問をさせていただきたいと思います。

ただいま、町長から今任期1期4年間の総括、評価、そして8月に予定されております町長選挙に向けての力強い決意表明をいただきました。そこで、再選に当たっては、既にさまざまな政策を考えて、今後のまちづくりを考えておられるのではないかと推測するわけですが、改めてお尋ねしたいことは、平野町長は将来に対してこの大槌をどのような町にしたいと考えておられるのか。あるいは、将来の大槌の姿をどのように描いておられるのか。大槌町の将来のビジョンについて改めてお伺いしたいと思います。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 大変ありがとうございます。

4年を経過しながら、復興計画が終了するという中で第9次の計画をつくるということになります。その中でやはりしっかりと私たちが認識しなければならないことは人口減少、そして高齢化だということだろうと思います。そういう中において産業を含めてさまざまなことに目を配りながら進めていくということになるだろうと思いますけれども、第9次の中に私が第1番目に上げているのは産業振興ということで、町民所得の向上ということになります。決して産業だけではなく、それを取り巻くさまざまな人たちのつながりを大事にしながら震災から復興、そして新たなステージに向けた取り組みを進めてまいりたいと思います。やはり、さまざまな事業を展開する中でも、顔が見える、人

と人とのつながりを大事にするということがすごく大事なことではないかなと思います。やはり、町の人だけではなく町外の方々、もしくは国外の方々も含めてまちづくりに参加いただけるようなそういう取り組みも必要ではないかなと思います。また、やはり震災を経験した大槌町がしっかりと震災を伝えていくということ、何度もお話しておりますけれども「忘れない、伝える、備える」そういうことを私たちがどのような形で展開するのかということもすごく大事なことではないかなと思います。私はやはり、第9次の計画を構想も含めて練り上げました。その思いを具体化、具現化することが私の仕事だろうと、こう強く思っております。

○議長（小松則明君） 及川 伸君。

○10番（及川 伸君） ありがとうございます。

今、町長から第9次に従って、その政策の実現ということで、少子高齢化あるいは町民所得の向上、それから人口減、こういったものに取り組んでいかれるというようなお話がメッセージ的であったわけですが、まず町長に関して、私はいろいろところで町長の平野カラーというものをかいつまんでいろいろと町長の姿勢を見てきたわけですが、いま一つ町民に関しては町長の基本的な姿勢とか考え方が伝わり切れていないのではないのかなというようにそういう感じがしておったわけです。そこで、きょうはこういう質問から入ったわけですが、まず政治家というのは町に対する情熱、夢とか希望とか、そういったものを強いメッセージとして伝えていくことが重要ではないのかと。そしてそれを伝え続けることによって地域が活性化して、その夢の実現につながっていく、希望を持てる、そういうふうになっていくんじゃないのかなと考えるわけです。ですから、今後も、再選に当たってはこういう情熱的な町長の今の考え方をずっと伝えていっていただきたいと思います。

続いて、ちょっと時間がないのでもう少し聞きたいんですが、新年度の予算編成とそれから財政運営について聞いていきたいと思います。

まず、開会の日に町長の施政方針演述の中で、新年度予算編成の特徴に編成に当たっては攻めの姿勢による事業の展開を図ってまいりますとありましたが、ここで言う攻めの姿勢というのはどういうことを指すのかお尋ねします。

○議長（小松則明君） 町長でいいですか。財政課長。じゃあ町長、お願いします。町長

○町長（平野公三君） 今回、第9次の総合計画をつくりました。その中で、第一に掲げているところは産業振興というところで上げていますので、金額こそ小さいところがあ

るかもしれませんが、とにかく1次産業をどう活性化するかということになりますので、今回つくろうとしている6次化の部分の施設をしっかりと稼働させる、うまく運用するということが大きな力になるだろうなど。そういうことになりますので、将来1次産業がどういう形で生産を上げながら、販路拡大も含めてさまざまな、6次化をどのような形で進めるかということになりますので、それが大きな今回の目玉と。ですからやはり、これからのまちづくりに種をまくという部分になりますので、その部分をしっかりと展開をしてみたいと思っております。

○議長（小松則明君） 及川 伸君。

○10番（及川 伸君） わかりました。ありがとうございます。

ちょっと時間の関係で、もう少しいろいろとお話ししたいんですが、また後にして、歳出に関して、若干お話をさせていただきたいと思います。

新年度における、まず経常経費として見るべき予算の合計はおよそ幾らくらいあるのか。そしてまた、他会計に対する繰出金の合計は幾らなのかお尋ねします。

○議長（小松則明君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） お答えいたします。

まず、経常経費の割合でございますが、今回の予算書の資料としまして概要資料をおつけいたしておりますが、その中で最終ページには平成21年度と31年度の予算比較をしておりますが、それでいいますと大体61億円程度が、経常経費といってもちょっと抜ける部分と抜けない部分があるんですが、経常経費としては大体61億円程度となっております。それから、特別会計に係る繰出金でございますが、今医療会計、国保とそれから介護、後期に関しましては、従前と比較いたしますとそんなに変わっておりませんが、下水道それから漁排、そういった公営企業に対するような繰出金に関しましては従前より若干、従前というのは被災以前より若干ふえております。ですが、それは復興事業の関連でございまして、全部が全部単独費ではございません。震災復興特別交付税等交付されて、そちらをはき出しているということもございますので、単純に一般財源が全て増額しているということではございません。

○議長（小松則明君） 及川 伸君。

○10番（及川 伸君） わかりました。

いずれにしても、今後その経常経費に関しては、人口が減少する割には従前並みの経費がかかるということはこれは皆共通の認識にしておかなきゃいけない事項なんじゃない

いのかと、今思いました。

そこでなんですが、財政課長、もう一点なんですが、財政健全化法、これに基づく当町の中長期にわたる財政見通しはどうかというところをちょっと、財政課長からお聞きしたいのと、それから持続可能な財政運営を行うためにはどういうところにこれから気をつけていったらいいのか、努力していったらいいのかというところ、2点お伺いします。

○議長（小松則明君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） お答えいたします。

まずは、先ほど申しましたが、予算の概要資料のほうに記載している部分もございませぬ。お手持ちであれば、済みませぬが開き願いたいんですが、概要資料の22ページに、今後の見込みといたしまして記載しておりますので、もし、後ででもいいのでごらんいただきたいんですが、当町の財政見込みでございませぬが、先ほど町長がお答えしましたとおり町税収入が被災前から比べますと2億円ほど減少いたします。それから、地方交付税も大体2億円から3億円減少いたします。ところが、経常経費、それから先ほど申しましたような扶助費とかそういった部分に関しましては、減少するどころかふえております。ということで、財政見通し的には今の全部を、今の復興状況の全部をはぎ取ることができなくて、今、復興事業でちょっと経費がなっている部分もありますから、全部を脱ぎ取ることができないんですが、基本的に大体推測いたしますと、約1億円ほど収支では赤字になるような見込みでございませぬ。ですが、その赤字に関しましては、基金を取り崩しながらその補填を、一応財政計画的には行おうという見込みでございませぬ。それから、今後の、そういった部分にどう対応していくかということでございませぬが、これに関しましては、先ほど町長が申しましたとおり、やはり収益、収益というのは徴税収入など収入を上げて、もちろん歳出を抑えるということを全面的に庁の中でも努力しながら、それから事業を見直したり、経費を抑制したり、歳出を抑制したりしながら頑張れるところは頑張って、そして収益を上げて、住民サービスを提供していく、そういった維持、行政サービスの維持をいかに図っていくかということを取組んでまいりたいと考えています。

○議長（小松則明君） 及川 伸君。

○10番（及川 伸君） 今回、財政課長のほうで多分つくられたと思うんですけども、当初予算の概要書ですな、すごくわかりやすく私も勉強になったんですが、先ほど質

問した内容の趣旨とちょっと違うなという感じがして、今聞いていたんですけども、中長期にわたる、指標として財政健全化法というのがあって、その指標が19年度変わりましたよね、4つの指標で。以前、北海道の夕張市が一気に再建団体になったということで、前の旧法で行くと、いきなりサッカーで言うレッドカードになってしまって、破綻してしまうというのを防ぐために、旧法を改正して財政健全化法というものに改められて、指標を4つにしたと。これで、2つぐらいまで来るとイエローカードになって、3つ目に来るとレッドカードで、次はもう危ないよというような信号を出しながら、実際に信号を送っていくというような形で財政の改新を図るところ、こういったところを示したと思うんですが、当時。今回、私が言いたかったのは、大槌町も今後税収が減り、先ほどあったとおり大体2億円くらい減収して、交付金も2億円くらい減ってくる。反比例して経常経費は上がっていくというような現状を踏まえたときに、中長期、この辺の財政の見通しが厳しくなっていくんだなというところ、これを旧法に合わせたら最終的にやっていけるのかやっていけないのかというところを、財政課長のほうから専門的な立場でいろいろとコメントが欲しいなと思ったから質問したんですが。それはわかりました。それで、何もかにも、まず今自主財源ということで、自主財源確保というのが当町のキーワード、重要課題ではないのかなという気がしております。今回、予算編成の基本的な考え方についても、今後財政の抑制抑制と、お金がないから経常経費を詰めたりとか、重要政策に対する投資的経費を削っていくことをやり過ぎた結果、予算規模が縮小していくようであれば、これもまた一つ問題だなと。健全化財政を維持していくためにも、そこはある程度のところで切っていくと大変だなというところで、そのボーダーをどうしていくか。最終的に行きつくところは、自主財源をどうやって確保していくかと、歳出の抑制というものも限度がある、ですからやはり腰の強い産業を創生して、ここで上がる利益を町民所得と変えて、町税収入を安定的に取って、そこから経済効果を生ませると、そういう仕組みに、今は依存財源に頼っているというのが現状ではないのかなという気が個人的にはしたんですが、まさにそうであれば、やっぱり、きちっとした腰の据えた産業をつくる、先ほど町長からもありましており、今、地方創生のプロジェクトに、そういうもとで今、産業振興という形でやっておりますけれども、そういう産業をしっかりと後ろ支えして、そこから給料がきちっととれるような産業にこしらえて、そこから税金を取るといったようなことをやっていかなければ大槌町の将来というのはないんじゃないのかなと思うわけですが、その辺につい

て、統括している財政課長から御意見、御所見あれば。

○議長（小松則明君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） 先ほどの、ちょっと答弁がずれていたことに関してお詫び申し上げます。

財政健全化法に関しましては、決算で示しておりますが、今のところはあれは昔で言う起債制限比率と、借金ができるできないということもございますので、今のところはそちらに関しましてはそんなに今回の復興事業では起債がふえておりませんので、今のところは健全でございます。それから、今、及川議員がおっしゃいましたとおり、抑制ばかりし過ぎると今度はなつてもかつても投資事業ができなくて、疲弊感ばかりが漂ってしまうということございまして、当町では確かに経常経費は削って、今後まいります。そちらに関しましては工夫を凝らしながら経常経費は削減していきます。ところが、当町には確かに自主財源が乏しいのでございますが、今のところまだ基金がございます。この基金を次の産業や次の人口をふやすような施策に投資事業として投資をしていながら、税収確保策を図ってまいりたいと考えております。

○議長（小松則明君） 及川 伸君。

○10番（及川 伸君） わかりました。次の質問に移ります。

そこでなんですが、当町の重点課題あるいは重点目標を解決するための施策として今再三出てきましたが、地方創生総合戦略にのった産業振興を推進するということができたが、担当課にお尋ねしたいんですけども、当町も昨年から3億円近い内閣府の交付金をいただいて、おおつち地場産業の活性化センターを中心とする6次化、養殖漁業という名目で事業推進している最中かと思いますが、本事業は簡単に言うとどのようなスキームで、そしてどのくらいの町民所得の拡大を目指して行われている事業なのか、その経済効果について具体的に聞きたいと思います。

○議長（小松則明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小笠原純一君） お答えいたします。

議員の御質問の中であります地方創生に関しましては国の制度でございまして、主たる目的は交流人口の拡大と新たな産業の創出の2点でございます。それに合わせまして、当町といたしましては新たな産業を創出するための足がかりにしたいと考えてございまして、まず一つは1次産業で出てくる生産物を加工して商品化をして新たな商品をつくるための実証といいますか研究施設、そして淡水及び海水を用いた生き物、魚もそうで

すが植物もそうです、農林水産物の生産実証を行う施設、この大きく2つの実証の施設として整備を考えてございます。したがって、この施設を用いて産業というか収益を生み出すというものよりは、そこを足がかりにしてこれから大槌町での土地をフルに使っていただいて新たな産業を興すというところを見込んでございますので、これらの施設が稼働することによっての事業効果と申しますか、収益というところは計算はしてございません。

○議長（小松則明君） 部長。

○産業振興部長（藤原賢悦君） 補足させていただきます。

おおつち地場産業活性化センターを整備しまして、今後まさに来年度から運用を始めたいと思います。地域の1次産業に従事されている方だけではなくて、加工業者さんとかいろいろな関係する事業者さんを一緒に巻き込んで、その施設を使っていろいろ実証を進めていただいて、その成果を踏まえて実際の事業用地で事業展開を進めていきたいと考えておまして、そこでは雇用も生まれると思いますし、あといろいろ出荷額の増加とか、あとは付加価値のついた商品化ができますと住民の皆様、事業者の皆様、あと1次産業に携わっている方々の所得向上にもつながっていくという認識は持っております。

○議長（小松則明君） 及川 伸君。

○10番（及川 伸君） わかりました。

私も、事業をやっている、これを見たときに感じたんですが、やはり事業をやる以上はその収益性とか経済効果性とか、そういうものを見ながら投資していくというのが原理原則だと思うんですが、この事業に関しては将来的に人口がふえるとか、何となくアウトになっているんですね。ネットで見るときに、ほかの自治体がどういうことをやられているかと。これ、地方創生の事例集というのがあって、ちょっと岩手県の内容を見たら、遠野市、久慈市、それから紫波町、大船渡、4件でやっているんですね。大槌のはまだなかったんですけども。途中だからかなと思って。例えば、遠野の事例でいくと、例えばホップとか、あそこはビールをつくって市を挙げてホップ栽培に力を入れて、そのときに外部から中央資本の会社が来たときに、周りに泊まっていくということで宿泊施設にお金が落ちると、これはまさに経済効果のあらわれだというような感じがするんですよ。ですから、事業を始めるときにそういうことも計算してやっているのではないのかなという僕の勝手な想像だったんですが。それから、紫波町の「オ

ガール」ですね、これ、有名な。これは第2期、これは古くて平成23年くらいからもうこういう構想が出てやっているわけなんです、駅前周辺を行政が土地開発公社みたいなのをつくって、一段違うところで行政の方々がその土地を買って事業を始めて、今第2期工事に入って、スポーツ施設、今度日本でオリンピックがあるので、そこの練習施設をつくって外国のオリンピックの代表者たちが泊まって練習していく施設をつくって、そこで経済を潤わすと。まず、宿泊施設があるということは、そこに人が流れてくるということ、人が流れれば周辺で物を買ったりとか、それから遊んだりとかするわけですから、そこに経済効果が生まれるということを想定してやっていると思うんですよ。ですから、大槌町もこういうプロジェクトをつくったときに、ブランド品を開発するとか、それから養殖漁業をやるということであれば、それを付加価値として何か例えば観光産業に結びつけるとか、そして10年後にはこういうふうな発展性が持たれて、経済効果がこうなりますよというものをつくったほうがいいんじゃないのかと思うんです。先ほど、町長の答弁にもあったとおり、その交流人口、これによって人口をふやす、ひいては定住人口につながっていく、そうすることによって町税それから法人税、こういったものがまた大槌町に潤っていくと、そういう仕組みに変えていかないと、ただ研究施設で終わりましたじゃ話にならない。利用料金表が、最後の別紙に、この間の全協の資料についていましたけれども、あれで終わるならやらないほうが僕はいいと思います。じゃなくて、ここで付加価値としてこういう経済効果が生まれるという、やっぱり担当部局だけではなくて横断的に、財政課とかそれから総合政策課と連動した形で、地域のまちづくりをどうしたらいいかということ、町長、これからそういうプロジェクトでもいいから、内部でつくって、そういう研究をして、どうやって付加させていくかというところをもっと協議されたほうがいいのではないかなと思うんですがどうでしょうか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤舘和彦君） 全くそのとおりで、ありがとうございます。

今、施設整備をしてこれから始まるわけなんです、いずれ、A棟に関してはいずれ我々も使ってちゃんといろいろ産品をつくっていくんだと、ただ貸すだけじゃないと。そしてあと、いろいろな産品をつくっていかなきゃだめだよという話で、そういう中で、A棟ばかりではなくB棟、C棟のほうについても大手企業なんかも来れば、それは当然宿泊も出るし、それからあとは誘致企業みたいにここで工場をやろうとかそういった部分になってもいくと、そういった部分もありますので、水産だけではなくて、例えば企



業誘致とかそういった部分と連携したり、そういった格好で、その施設だけではなくて、そうした附帯効果が上がるような、そういったことは連携して考えていきたいと思いません。

○議長（小松則明君） 及川 伸君。

○10番（及川 伸君） 時間がないので、次に進みたいと思いますが、最後に虐待について、これはもう私も心を痛めて、チャンネルをつければ虐待、新聞を開けば虐待ということで、大変な問題だと思います。これについて、この間通常国会の中で安倍総理も言っておりましたが、これを根絶させないと日本はだめになってしまうというようなそういう危機感から、いろいろな指示が出ていると思いますけれども、これに対して1カ月以内に当町のほうも国に返事を書かなきゃいけなかったと思うんですが、これについての内容はどうされたか、これについて教育委員会でもいいし、民生のほうでもいいし、答弁をお願いします。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 2月8日の関係閣僚会議を受けまして、全国的に児童の緊急安全確認が行われているところでございます。児童相談所において全ケースの安全確認が行われるほか、市町村に対しても学校や保育所等において一定期間登校していない児童を対象に緊急点検を行うことが求められているものでございます。現在のところ、当町においては学校や各園において緊急点検の結果虐待が疑われる事案はございませんでした。（「以上、終わります」の声あり）

○議長（小松則明君） 以上で、及川 伸君の質問を終結いたします。

11時10分まで休憩いたします。

休 憩

午前11時01分

○

再 開

午前11時10分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

東梅 守君の質問を許します。御登壇願います。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 新風会の梅東 守でございます。議長のお許しを得ましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

初めに、東日本大震災津波から間もなく8年となります。改めて、被災された方々にお見舞いを申し上げますとともに、犠牲となられた方々の御冥福をお祈りいたします。

復旧・復興は目に見える形になってまいりましたが、いまだ苦しい生活を余儀なくされている方々もいらっしゃいます。この3月議会に上程されている第9次総合計画は今後の大槌町の行く末を占うものとして重要なことと考えていることから、質問をさせていただきます。

1番目に、第9次総合計画の実効性についてお尋ねをいたします。

総合計画（案）が先ごろ示されました。基本理念に「魅力ある人を育て、新しい価値を創造し続けるまち大槌」とありますが、新しい価値とは何を言うのか伺います。

文中に、地域の魅力を創造、大槌町で生活することに誇りを持てる価値観を醸成するとあります。具体的には実施計画で示されると思いますが、財源的な問題も生じてくると思われまます。少子化と高齢化により一層進展することが予想される当町にあつては、財政的なことや人口減少は今後いろいろな側面へ影響を及ぼすと考えますが、どのような見通しを持って目標値を設定したのか伺います。

総合計画（案）の策定に当たり、近隣市町村の先進地などからよい面を取り入れるなどの取り組みは行われたのか伺います。あるとすれば、その部分を伺います。

2つ目に、三陸鉄道リアス線、三陸自動車の開通などを契機とする交流人口の増加施策についてお尋ねをいたします。

多くの観光客を呼び込むことが当町の施策として優先度が高いと考えます。一方で、これまでの復興を俯瞰したときインバウンドを対象としての施策は皆無と思われるが、インフラ整備が進んだ一方、懸念されるのはストロー現象など、現状において大槌町への来訪者は増加が見込めるでしょうか。総合計画（案）には、大槌らしい観光物産戦略の展開で示されているが、期待する思いがある一方で、被災地を取り巻く状況を考慮すると期待が裏切られはしないか心配です。町は、どのような対策を講じていくのかを伺います。

先ごろ、新聞報道によると政府与党は地方創生の柱を観光に据えるとありました。インバウンドを促す方針のようではありますが、このことへの町の対応はどのように考えるか伺います。

3つ目。旧大槌町役場庁舎解体に至るプロセスを踏まえた今後の防災まちづくりについて伺います。

解体の意思表示から、新年度補正予算での解体予算可決を経て住民訴訟にまで発展した旧庁舎問題について、執行者としてどのように総括するのか伺います。解体をめぐる

ては、県内はもとより国内外に発信されてきており、役場への手紙やメールが寄せられたと報道で知りました。中には、国民の一人として納税義務を果たし、その税金が被災地の復興に使われたのなら、町民でなくても発信する権利はあると述べられている方もいると聞きました。手紙やメール等を寄せられた方々への対応について伺います。

旧役場庁舎の存廃を検討する過程において、町が示した旧役場庁舎を保存とした場合の維持管理費について決裁書類や契約書が存在しないことなどが、本年1月9日付の一分の新聞において報道されておりましたが、事実はどうか伺います。

職員遺族の方々から、役場に対し幾つもの対応を求めたことは全員協議会でも報告があったが、特に職員への聞き取りを約束したにもかかわらず、文書での調査、さらには食い違いがあっても精査せずそのまま遺族に渡すとのことでありますが、その真意について伺います。

旧役場庁舎解体をめぐる経緯に関し、町としての報告書としてまとめるべきと思いますが、伺います。

総合計画（案）で、これまで主張してきた「忘れない、伝える、備える」に関係した部分は、ページに余白が大きくあり手薄な感じが否めない。地域防災計画とは別次元での展開になると思いますが、どのように具体的実行プランの構築を行うのかをお伺いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 東梅 守議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、総合計画の実効性についてお答えをいたします。

当町は、東日本大震災津波により被災地の中でも甚大な被害をこうむり、震災後、人口減少や少子高齢化が加速化しているところではありますが、復興道路や各種公共施設を初めとしたインフラの整備や、生活基盤、教育基盤等の整備が着実に進むなど、被災から復興に取り組む中で町内外の環境が大きく変化している中にあります。このように常に変化し続ける社会情勢と、ピンチではなくチャンスと捉え、行政を初めとした町内の一人一人が小さなことであっても常に考え、常にチャレンジし続けることがよりよいまちづくりを実現する新しい価値につながると考えております。

また、当町の人口については、2030年には現在より1割程度の減少が予測されており、財政面においては人口減少に伴う普通交付税及び町税収入の減少が見込まれることから

非常に厳しい行政運営となることが予測されます。そのため、効率的、効果的な町政運営が図れるよう選択と集中により事業を進めるとともに、新たな産業の創出や移住定住促進による歳入の確保に努めてまいります。

なお、総合計画（案）の策定に当たっては、当然のことながら他自治体の計画も参考にしているところですが、町をとりまく社会情勢をしっかりと捉えるために他市町村と比較して政策の基礎となる統計データを充実させているほか、町の基盤となる産業振興を第一に掲げている点や、町民との協働に関する項目を設けている点なども特徴であります。

次に、三陸鉄道、三陸自動車の開通等を契機とする交流人増加への施策についてお答えをいたします。

これまで、当町は岩手県の玄関口である盛岡から最も時間と距離がかかり、観光客にとって移動に時間がかかる場所でありましたが、三陸鉄道の開通、大槌駅の開業及び三陸沿岸道路の開通等により、当町への交通利便性が向上することで、交流人口の拡大が期待されるところであります。このように、当町を取り巻く環境の変化を受け、大槌町観光ビジョンでは改めて町内の資源を見直し、さらに魅力的なものに高め、多くの方に大槌のファンとして来訪していただくと同時に、それを発信する大槌町民にとって住み続けたい魅力的なまちづくりにつながるよう、観光振興に取り組むこととしております。

本年は、ラグビーワールドカップ2019釜石開催、三陸防災復興プロジェクト2019の開催により、三陸地域が国内外から大きな注目を集めます。この機会を好機と捉え、観光客に大槌町を周遊していただき、地域経済の好循環につなげるため、町内周遊バスツアー、飲食店や宿のスタンプラリー、インスタグラムキャンペーン及び郷土芸能の定期公演などの取り組みを実施してまいります。また、大槌町の魅力ある食材や郷土料理を生かした大槌町の四季折々の豊かな食、大槌町といえばこの食と言える大槌らしい食メニューを大槌町のブランドとして確立し、当町への来訪者の拡大と知名度、ブランド力向上も図ってまいります。

引き続き、交流人口の拡大を図るため、飲食事業者、宿泊事業者、交通事業者、観光受け入れ関係者等町内事業者で構成される一般社団法人大槌町観光交流協会と連携し、地域の特性を生かした持続的な観光振興につながるよう総力を挙げて取り組んでまいります。

次に、インバウンドの町の対応についてお答えをいたします。

大槌町観光ビジョンを作成の際に、町内の飲食事業者、宿泊事業者、交通事業者、観光受け入れ関係者等を対象にアンケート調査、ヒアリングを実施し、ターゲットは主に県内内陸の人であるとの意見をいただいておりますが、現在多くの観光客が日本を訪れており、当町においても外国人観光客の誘客拡大の取り組みは必要であると認識をしております。町内事業者の一部では、外国人観光客の受け入れを行っており、昨年4月から12月までの期間1,236人が来町しております。そのうち、約8割が台湾からの観光客となっております。大槌町観光ビジョンの重点プロジェクトの4つの柱の1つである伝統芸能文化は、世界に通用する誘客コンテンツであります。国内観光客を初め、来訪した外国人観光客にも大槌町の郷土芸能に触れ、魅力を感じていただけるように、大槌町郷土芸能保存団体連合会や宿泊事業者等と連携し、定期公演に向けた郷土芸能の取り組みを検討しております。この大槌町の魅力ある郷土芸能を、外国人観光客にSNS等で世界に発信していただき、インバウンド外国人観光客の誘客拡大にもつなげることを期待しております。また、外国人観光客の誘客拡大を図るには、海外の方々に伝えるプロモーション強化や2次交通利便性の向上が重要であることから、引き続き県と連携し岩手県全体でプロモーション強化に取り組むほか、地元事業者で構成される一般社団法人大槌町観光交流協会と連携し、受け入れ環境の整備を進め観光振興の促進を図ってまいります。

次に、今後の防災まちづくりについてお答えをいたします。

旧役場庁舎の解体について、現時点で経緯を振り返りますと、震災後保存や解体についてのさまざまな動きがあった中、平成27年に私が解体を公約に町長に当選したところではありますが、就任後に議会からの意見書などを踏まえ、復興状況を見きわめながら解体予算の提出時期を判断していくことをしました。その後、復興まちづくりや震災伝承に真摯に取り組み、昨年3月の定例会に解体予算案を上程し可決いただいたところであります。また、解体工事を進める中で、旧役場庁舎の保存を求める住民から公金支出等の差しとめ請求の提訴を受けましたが、請求のいずれも却下または棄却されたものであります。震災伝承にはさまざまな考えがあることは承知しておりますが、旧役場庁舎についてはあの場で多くの犠牲者が出ており、目にすることに耐えがたい思いを感じる方々がいらっしゃることを考えると、私は被災自治体の長としてまず第一にそういった方々の気持ちに寄り添うべきであると考え解体を決断したものであります。復興の過程においてはさまざまな考えがある中で、時に全ての意見を取り入れることが困難な場合

もありますが、私は解決が難しい課題に対してもしっかりと向き合い、決断することでリーダーとしての責任を果たしていきたいと考えております。なお、現在解体工事は着実に進んでおりますが、工事全体としては工期が3月25日までとなっており、最終的な完了検査も終わっていないことから、今後も引き続き手続に遺漏のないようしっかりと進めていきたいと考えております。

次に、町内外の方々からのお手紙等について、私の考えは住民説明会や報道などを通じてお伝えしてきたところから書面等で個別に返信はしておりませんが、その思いはしっかりと受けとめさせていただいているところであります。

次に、旧役場庁舎を保存する場合の維持管理費についてですが、一部報道にあるとおり整備費の積算依頼の決裁書類や契約書はありませんが、そもそも旧役場庁舎解体は耐えがたい思いを感じる方々の気持ちに寄り添って決断したものであり、維持管理費の多寡により判断したものではございません。なお、旧役場庁舎解体をめぐる経緯を報告書にまとめるべきとの御意見については、これまでの解体に関するプロセスの中で住民説明会や懇談会、全員協議会などの場において御説明してきたことから、改めて報告書をまとめる考えはございません。工事自体がまだ工期の途中であることから、まず第一に工事や各種手続をしっかりと完了させることに注力したいと考えております。

次に、職員御遺族への対応についてお答えをいたします。

議員御質問の点につきましては、この取り組みはあくまでも目撃情報を提供することであり、その目的達成を考えた場合、ヒアリングという形式をとったことによる職員への精神的負担を考慮したものであり、当時の状況や人となりについて時間をかけて思い出していただくほうがよりよいと考えたところであります。また、情報を原文のまま伝えることにより、職員が目撃した事実と思いをありのまま御遺族の皆様へお伝えしたいと考えているものであります。なお、去る2月26日に御遺族2家族に説明した中で、2月4日に心静かに供養したいので御静観くださるよう望む旨のお手紙をほかの御遺族よりいただき、さきの議会全員協議会で御説明した内容については今一度立ちどまり、謝罪訪問時に御遺族の皆様のお思いや御意向をお聞きした上で事業としての取り組みについて再検討する必要があると考えております。このことから、全員協議会に御説明したスケジュールと変更が生じることになります。ただし、本年3月11日の旧役場庁舎跡地での御遺族と職員が一体となった追悼式は事業所として実施したいと考えており、2月27日付で御案内を差し上げたところであります。

次に、総合計画における「忘れない、伝える、備える」についてお答えをいたします。

総合計画の、震災伝承による防災文化の醸成と具体的にプラン構築については、大きく2つの柱を軸に進める計画としております。

1つ目は、震災の記憶や記録を文字や映像により後世に伝える事業であります。町としてはこれまで大槌町文化交流センターを中心とした震災や防災について学ぶ環境づくりを行ってまいりました。震災の記憶や記録を伝える手段として、遺物等ハードを活用したものもありますが、当センターではそのための十分なスペースが確保できないこともあり、ホワイエ、震災伝承室に生きた証回顧録を初め、住民の皆様自身みずからが語った言葉やこれまで収集した写真を展示し、多目的ホールでは震災と復興の様子を伝える映像を視聴していただく等の取り組みをしてまいりました。展示は容易に更新可能なパネルを使用しているため、来年度は津波の仕組みあるいは地域別の被災状況等をパネル化し、より一層充実したものにしてまいりたいと考えております。インターネット上のツールとしては、昨年度に当町独自の震災アーカイブシステム「つむぎ」を開設しております。このホームページの開設によって、被災や復興状況を地区別、年代別に分け、インターネット上で町民はもとより世界中の方々が容易に震災の記録を閲覧できるようになっております。現在、約1万2,000点の情報が登録されておりますが、来年度は国会図書館東日本大震災アーカイブ「ひなぎく」との連携を予定しており、今後も引き続き維持管理に努めてまいります。また、昨年度から編集作業を進めております大槌町震災記録誌につきましては、本年5月末の発刊を予定しております。

2つ目は、震災遺物による伝承活動であります。収集した遺物については、現在、旧小鎚小学校や旧小鎚託児所に保管しておりますが、収集場所や時期等詳細情報が不足しており最終的な遺物としての価値判断もされていないことから一定の整理が必要な状況であり、来年度以降は展示方法も含めて整理していく方針です。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。町長。

○町長（平野公三君） 訂正がございます。インバウンドのところですけども、1月から12月までの来町の関係ですが、昨年1月から12月の期間で952ということで、申しわけございません、訂正をお願いいたします。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） まず、この総合計画のところでも再質問をさせていただきます。

新しい価値についてであります。答弁では常に考え、チャレンジし続けることが新

しい価値につながるとおっしゃっておられます。私が質問としたのは、基本理念の新しい価値を創造し続けるとあることの、その新しい価値は何なのかを尋ねているわけであり、答弁だと、具体的に何かを指すことではなくとにかくチャレンジすることが、何かを生むかわからないがそれが新しい価値だと言っているように、何か聞こえてしまいます。そこで、そもそも総合計画というのは、単年度会計の自治体にあって長期的なスパンでの町の将来像を描きそこにどういう手法あるいは計画を肉づけすることで全体像が浮かび上がるものと思っております。昭和48年に制定された大槌町民憲章にうたわれている町の実現が、行政や議会だけでなく町民全体の目標として上げられ、そこに一緒に向かう、いわゆる指針であると私は考えますが、このことについていかがでしょうか。そして総合計画は町の発展、震災からの復興を進めるに当たって極めて大事な計画だと認識しています。このことは、先ほど同僚議員の質問に対し町長も強く答弁されておりました。そのことでこの新しい価値という部分についてと、この認識について答弁願います。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） お答えをいたします。

東梅議員お話しのとおり、この第9次の総合計画は町民憲章をもとにしたがの動きだということは御承知いただきたいと思えます。それを踏まえてのさまざまな施策が展開されているということになりますので、第9次の総合計画はどこまでも町民憲章を具体的な部分をしっかりと実現するための計画であるということ。そして新しい価値ということですが、時代の変化はめまぐるしくて、その変化に対応しながら新しい町をつくるということが必要だろうと思えます。この10年というスパンの中で、大きく変わるだろうと思えます。人口減少、少子高齢化というものもありますけれども、ICTも含めてさまざまな変化の中でしっかりと新しい価値を見出して、それからまちづくりを進めていくということが、今回の私の、ここに掲げた魅力ある人を育てというのは人材を確保するという、そして新しい価値というのはさまざまな価値が出てくる、そういう部分を踏まえて新しき創造をしていくんだと、積極果敢にまちづくりをしていくという思いをこの中で、私の中で基本理念としていってることを御理解いただきたいと思えます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） そこで、一つ確認をしたいんですが、たしか地方自治法では、2011



年に改正され、たしかこの総合計画の策定の義務がなくなったと認識しているんですが、このことについてどうだったかちょっと確認をしたいんですが。

○議長（小松則明君） 総合政策部長。

○総合政策部長（齋藤正文君） 何年かちょっとわかりませんが、いずれ義務ではないということは確認しております。なので、当町においては条例でもって、総合的な計画についての議決については条例でもって定めていると認識しております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 了解しました。条例で定められているというところで安心をいたしました。特に、総合計画は先ほど言ったように町の発展、震災からの復興を進めるに当たって重要な部分と捉えているわけです。そこで、他の自治体の中には条例で定めるに当たって、当町では10年というスパンでこれを計画を立てているんですが、首長の任期に合わせた計画となって、それをきちとなされたかどうかを精査できるように4年というふうに定めている自治体もあるように、たしかあったと思うんですが、10年というスパンになると、なかなか、例えば途中で任期が変わったときにじゃあその総合計画の動きは、前に条例で定めているからいいんでしょうけれども、前町長の思いと違う町長が出てきたときにどうそれを整合性をとるのかと考えたときに、果たして10年というスパンがいいのかどうか、その辺の考え方についてお尋ねをいたします。

○議長（小松則明君） 総合政策部長。

○総合政策部長（齋藤正文君） 基本理念自体は10年ということでございますけれども、基本計画につきましては5年見直しということで、今回は5年で見直すという形にしております。そのほか、実施計画につきましても3年ということで計画づくりをさせておまして、毎年度見直しすることになっておりますので、適宜見直しを期間内で行うことができるのではないかと考えております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） わかりました。ぜひ、確かに今回この10年という中であって計画を定めるわけですが、これが実のあるものとするのが一番重要なことであろうと考えるわけです。ぜひそれが、5年というところで見ているようですが、それが例えば1年後にもっと違うことが起きて、これは見直しが必要になったというときには、適時に見直せる形がとれるといいのかなと思いますので、ぜひこの計画が実のあるものとなるように期待をしたいと思います。

次に、交流人口増加施策についてお伺いします。

答弁では、町内資源の見直しとありました。具体的にその見直し、具体的にどう見直して魅力的なものとして高めていくのかというところがちょっと見えないんですが、具体的に答弁願えればありがたいですが、お願いします。

○議長（小松則明君） 産業振興部長。

○産業振興部長（藤原賢悦君） 観光振興、交流人口の拡大施策の中で具体的な取り組みとしまして、今検討している事項を報告したいと思います。

総合計画の中では、一つは海を活用した魅力的な観光コンテンツを活用していきましようというのがございまして、一つは大槌には県内には珍しくサーフショップさんもありますし、あとサップというスタンドアップパドルという体験もできるような場所がございまして、そういったのをしっかりPRしていこうと。あと、今一部の方々では大槌の海、潜ってみるとすごいきれいなんだそうです。ダイバーの方々連携してちょっと観光客に見せるような仕組みづくりも考えていきたいというので、今話し合いを進めていまして、具体的な動きを進めていきたいと思っております。

次に、食なんですけれども、まずは大槌は旬の食材それぞれおいしいものがありますので、今年度行ったのは宿泊事業者と飲食店で旬の食材を共通ののぼりを使ってPRしていきましようという取り組みをしております。あと、次年度はまた今度は具体の料理とかそういったものをブラッシュアップしていきまして、外向けにしっかりPRしていこうという考えを持っております。

あと、伝統芸能・文化につきまして、この町には約20の郷土芸能団体がいろいろ活動されておりますので、そういった魅力をしっかりつたえられるように定期的に、年に1回郷土芸能連合会の発表の機会はあるんですけれども、それ以外の場でも定期公演とかしていただいて、町内にいらした方に見てもらおうような仕組みづくりを今進めております。あとは、景観とか魅力的なところを町内に来ていただいた方に情報発信、SNS等で情報発信いただくような、今年度インスタグラムキャンペーンと言いまして、きれいな景観地を外の皆さんに紹介していただくようなことも行っておりましたので、来年度もやっていきたいと思っております。あと、来年度はワールドカップとか、防災プロジェクト、大きいイベントがありまして、町内に来ていただける方いっぱいいらっしゃると思うので、ただ観光地だけでなくお店めぐりもしていただけるようなスタンプラリーとか、あとバスツアーを使って地域の名所をごらんいただくような機会を設けていきたいと考

えております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） たしか、以前にコーポレートアイデンティティーの取り組みというのを町では行ったと伺っております。その中には、食文化の部分も含まれていたと記憶しております。そんな中で、この答弁の中にもブランドという、食のブランド化についても述べられておりましたけれども、先ごろ大槌町が発祥と言われる磯ラーメンの登録商標騒ぎがございました。こういったところを見ると、何か後手に回っているのではないのかなというふうに思うわけです。いかに大槌発祥が、民間でつくった部分なんですけれども町としてそれを発信できていなかったからこういうことが起きたのではないかなと思うわけです。今後、そういったことも含めてどうしていくのかを尋ねたいし、あとは以前行ったこのコーポレートアイデンティティーの成果はどうだったのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 産業振興部長。

○産業振興部長（藤原賢悦君） お答えします。

まず、磯ラーメンの件につきましては、町内の民間事業者さんが開発した商品でしたので、町として発祥の地としてPRはしていたんですけれども、全国的なPRまでは至っていないところもあって、今回東京の事業者さんがこちらの地域で使われているというのを認識されていなくて商標出願したんですけれども、三陸沿岸で使われている名称だということで今回取り下げされたというところは確認しております。町としまして開発した商品でもないのに、商標登録とかは町で出願して登録するというのは考え方としてはありませんでして、皆さんでちゃんと共通認識として皆さんが使えるような名称でしっかりPRしていきたいと思っております。大槌のものは、全般的にPRが弱いところもありますので、そこを今後またしっかり対応していきたいと思っております。

コーポレートアイデンティティーの関係、ちょっと済みません、調べさせていただいて後で御報告という形でもよろしいですか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） CIについては私から。ここで知っているのは、私くらいじゃないかなと思います。CIについては、やはり独自の町のアイデンティティーということですから、ここに生きたとか、ここに生きるというような思いでつくられたという形になります。レガシーとすれば「おおちゃん」になります。「おおちゃん」がつけられて、

形ができたのもそうですし、「おおちゃん」とつuitたのもこの関係ででき上がっています。そのレガシーとして残っているということになりますので、また同じような形で、その思いをしっかりと今回の中でまちづくりに生かしていくということがすごく必要ではないかなと思います。一旦、その取り組みについてはやってきましたけれども、津波、さまざまなことで流出をしてしまったということですが、その思い、精神的な部分ではしっかりと町の中でそういうものを培っていく、ここに生きている、ここに生まれてここで育ち、そしてこれからこの町で生きていこうという思いが今回のまちづくりの大きなつくりになっておりますので、やはりC I関係の精神は受け継ぎながら、またその思いももう一度振り返りながらまちづくりをしていきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） ぜひ、当時このC Iの部分も重要な位置づけとして行ってきて、結果的には、震災もあり、結局残ったのは「おおちゃん」だけかなと、大変残念に思っているところもあります。ぜひ、ここをさらなる新しいスタートとしてやっていただければと思います。

次に、インバウンドに関して質問をさせていただきます。

このインバウンドで見込めるのは、宿泊……ではないと感じているわけです。先ほどの答弁の中で、1年間に900人以上、九百五十何名宿泊されていたところを見ると、恐らく月に80人程度が海外から大槌町に訪れていたとなるわけです。そこで、お尋ねをしますが、特に、答弁でうたわれていたラグビーワールドカップ、それから三陸防災復興プロジェクトの誘客の部分で、経済効果に関して試算を行っているのかどうか。もし試算を行っているのであればその数字をお知らせいただきたいと思います。とりあえずそこをお願いします。

○議長（小松則明君） 産業振興部長。

○産業振興部長（藤原賢悦君） ラグビーワールドカップにつきましては、ことしの9月、10月に開催されまして、スタジアム定員が1万6,000人なのでそういった方々が釜石地域に訪れるものと認識しております。県からは、大槌町に約500台くらいの駐車場スペースを貸してくださいということで、来場される方々の駐車スペースとして貸し出す予定としております。そういった方々は、試合会場が釜石なのでそちらに向かうと思うんですけども、そこだけじゃなくて、その日に合わせまして地域でちょっとイベントとか企画しまして、こちらにも立ち寄っていただくような誘導も図っていきたいと思ってお

りますし、釜石のほうで出店されるエリアのほうに町内事業者さんも出ていただいて、しっかりPRしていただくような機会も持っていききたいと考えております。

あと、防災復興プロジェクトは6月から8月の長期間にわたりますので、町内のふだんやっているイベントと連動しまして誘客を図っていききたいと考えております。ただ、具体の来場見込みとか、経済効果というところ、そこまでは試算しておりませんでした。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） わかりました。

試算するには、見えない部分も多いと思うので大変かとは思いますが、この来場者の中には当然的に海外からのお客様もいらっしゃると思っております。特に、道路網が整備されたことそれから列車が通ること、それに加えて花巻空港への直行便が2つのルートがなされたという部分にあると思います。この花巻空港、先日の町村議会の研修会でも宮古市の副市長からこの観光についての提言がありました。その中で花巻空港に台湾、上海からの便が来たということは、岩手が世界とつながったことになるのだと。要は、台湾それから上海を経由して岩手に入れるという、世界とつながったということをお話されておりました。特に、この花巻空港を利用した三陸の復興に向けてのこれからの取り組みは、一つ一つの自治体がばらばらに行うのではなくて連携しながら行うことでより効果が見込めるという発言をされておりました。こういった部分を含めて、三陸沿岸の他の市町村との観光についての連携というのは現在計画として持っているのか、構想等あるのであればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小松則明君） 産業振興部長。

○産業振興部長（藤原賢悦君） インバウンドの方々の誘客についてですが、花巻空港に台湾、上海便が接続になりまして、岩手に確かに多くの方々に来県いただいております。ただ、観光客がいらした市町村別の状況を見ますと、やはり花巻とか北上、あと盛岡とか八幡平市とか雫石町、あと一関あたりのところ、内陸地域に多くの滞在をされているようで、沿岸地域にはまだまだ少ない状況でございます。なので、沿岸地域にも来ていただけるように、大槌にもぜひ立ち寄って泊まっていただけるような工夫をしっかりとやっていききたいと思っておりますし、釜石市とは昨年定住自立圏の連携体制をつくっておりますので、そういった情報交換もしております。釜石、大槌両方の地域で見ただけの場所とか御案内するようなプランをつくって、執行していききたいということでいろいろ今検討を進めておるところです。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） ぜひ、釜石だけではなくてこの三陸沿岸を一体としたインバウンド、海外からのお客さんを取り込めるような取り組みをぜひしてほしいと思います。何でかと、実は先日石巻市の商工会議所の副会頭と席を同じくすることがありまして、副会頭いわく、石巻にはやっぱり仙台におり立った海外からのお客さんがなかなか訪れないということで、国や関係機関に働きかけをして被災した三陸沿岸をルートとして通ってもらい、石巻にも足を運んでもらって、さらには平泉、世界遺産をつなげる形でルートを設定したい、この働きかけをしているという話をされてきました。石巻といえば宮城県です。それが、岩手まで含めたルートをつくることで、インバウンドをきちっと確立したいんだという熱い思いがひしひしと伝わってきました。ぜひ、当町でも三陸沿岸の各市町村と連携する形でそういうルート設定することで、多くの海外からのお客様に来てもらう取り組みというのをすべきと感じたところでもありますので、ぜひそういう工夫が必要ではないかと思うんですが、その辺の考え方について。これは政府が、要は政府のほうで新聞報道に載っていたことを受けての石巻の動きではないかなと思っておりますので、その辺について何か考え方があればお聞かせください。

○議長（小松則明君） 産業振興部長。

○産業振興部長（藤原賢悦君） お答えします。

直接インバウンド対策ではないんですけども、三陸沿岸地域ジオパークという認定を受けておりまして、そのジオパークの紹介をしていこうということで広域の連携組織がございます。そういった話し合う場もございまして、いろいろ広域連携、ほかの市町村とも、三陸沿岸地域にいろいろなお客さんが来ていただけるような工夫をしっかりと考えていきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） ぜひ、取り組みを進めてください。

それと、もう一つ、表記です。海外からのお客様、多言語表記が大槌町には見当たらない。いろいろなところに行ってみても表記もない。それから大槌町に入ったときに一番重要なのは役場の表記すら県道沿いにはないです。おしゃっちもそうです。ぜひ、こういう表記を早く進めていただいて、他の市町村それから国内外から訪れたお客さんにストレスを感じないような取り組みが必要なんだろうと思いますので、お願いしたいと思います。

続いて、3番目の旧庁舎解体に至るプロセスについて質問をしたいと思います。

このことでは、施政方針の中には一切町長は触れられておりませんでした。ぜひ、そこにこれまでの経緯を報告としてまとめてほしかったなど私は感じているわけですから。なぜかという、住民訴訟にまで行ったというのはこれは当町では前代未聞のことではないのかなど。このことに対しての結果報告はすべきだったのではないかなど。確かに、新聞、テレビ等の報道ではなされてはいますけれども、やっぱり報告としてきちっとすべきなのではないかなど私は思ったわけですがどうですか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） ありがとうございます。

平成31年度の方針ということになりますので、それについては、結果報告については掲載をしませんでした。しかしながら、さまざまな形で議会等も含めましていろいろ経過をお伝えしておりますので、それについては私の中では必要ないだろうという思いで、今回の、どこまでも31年度に向かってどうするかということで私のほうから所信を表明させていただいたということになります。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） この報告というのは、きちっとすることで……、この後の質問の中でもさせていただきます。先に、時間が迫っておりますので。

町長は、さきの施政方針の中でも被災者や町民に寄り添った復興の総仕上げとおっしゃられておりました。見たくない人に寄り添い解体を進めたことに対し、先ごろ遺族の方々の行動が報道されました。結果、遺族の方々には寄り添わず、立ちどまることもしなかったと思っております。一方で、職員への聞き取り調査に関しても、別の遺族から手紙を受けて調査を行わず立ちどまったことに、遺族は相当な不信感を抱いているようだが、解体に関して立ちどまることをしないで手紙によって調査を立ちどまった、この違いについて説明を求めたいと思います。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 私は、今回2つの面を持っております。1つは、町長としてのことです。また一つは事業者としての、管理をする者という形になりますので。私は公約を持って旧役場庁舎を解体しております。旧役場庁舎そのものについては、町役場の職員の遺族だけではなく多くの町民の方々の意志を、私がそれを実現をしたという形になるかと思っております。しかしながら、その後の遺族の方々の思いは、やはりそれぞれあると

いうことになりますので、事業者側としての中で、いろいろな考えがありますので、2家族でしたけれども、その後また新たな思いを話しされた方もいらっしゃいますので、それについては事業者として、事業者の管理者としてのことから考えて、今の状況等が進んでいるということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 特に、遺族が求めていたのは、あの日あのときの部分が大きかったかなと私は思っております。あの震災のときに、なぜあそこに災害対策本部が置かれたのか。それから避難指示の問題、こういったことをはっきりさせることで納得できるものがあるのではないのかなと私は思っております。特にも、この震災においては、あの状況の中で誰しもが想像がつかない精神状態であったであろうと私も推測するわけです。その中で、誰かの責任を責めたり問うものではなくて、ただ単に行政としての役割をあのときにどう担ったのが大事なのではないかなと私は思っているんですが、どうもそこが感情的に入ってしまったのか、どんどんどん遺族との間で溝がどんどん深まっているように感じているわけです。今後の復興の仕上げをする上、これから新たなまちづくりを進めるための部分を考えると、これをクリアにしなかったら前に進めないような気がするんですが、ぜひそういった部分で町長は何か職員の皆さんに謝罪をして歩いて云々っていうのが報道されておりましたが、もっと違う、何ていうのか、やり方があるのではないのかなと。ぜひ、町長、これまで8年間、遺族に対して寄り添ってこなかった結果が今にあるのではないのかなと私は感じるわけですが、今後のスケジュール的なものもずれると答弁にありましたけれども、何とかこれをクリアにする方法はないのかなと私は思うわけですが、町長が考える、寄り添うということはどういうことなのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） どこまでも、この8年間、さまざまな形でこれまで役場が事業者としてどう遺族の方々に向き合ってきたかということを時系列的にまとめて考えてまいりました。やはりその中で、トップがそれなりにきちんとした説明、謝罪というのがないという判断の中で対話をしていくと、もちろんそれは遺族の方々が声を上げられたということもございますけれども、8年という期間はありましたけれども、しっかりと向き合っていきたいなと思います。やはり、謝罪ということ、そしてこれから何があったかということ、そして何がそうさせたのかということも含めて、さまざまな形で遺族の



方々とお話をしていきたいなと思います。お会いしてからという部分になりますが、まず謝罪と現状等、その状況等はどうだったのかという話をさせていただきながら、全体をまとめていければと思います。溝だとかということではなくて、しっかりと、今まで8年間何もしていなかったことが、やはりさまざまなねじれが出ているという状況は確かですから、しっかりと一歩一歩対話、会話を重ねながらよりを戻していくということが必要だと思います。やはりそれを閉ざしてはならないと私は思います。やはり、8年間自分の家族が亡くなって悲しい思い、苦しい思いをしているわけですから、その部分については事業者としてやはり説明をしっかりとしていくことが必要だろうと思います。それとあわせて大きなのはやはり大槌町は1,286名の方々が亡くなっている現実がございます。その方々の思いも含めて、私たちがこの震災をどう「忘れない、伝える、備える」ということをしっかりとすることがまちづくりの中で大切なことだと思いますので、多くの方々、そして事業者としての2つの面もございますけれども、それも全体として、震災を忘れないコンセプトに沿った形で構築してまいりたいと、こう強く思っております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） ぜひ、大変な作業になるかと思えますけれども、この溝が早く埋まってほしいと思っております。

次に、報道で維持費用について決裁書類や契約書はありませんでしたという部分なんですけど、このことは、平成27年10月22日の議会全員協議会に資料として提示されたものになるわけです。これ、決裁や契約書のないところの算定したものが議員に提示され、そのことが私は一番の問題だと思っております。解体にかかわる経過については、町長がおっしゃるとおりに見たくない人たちに寄り添う形ということで公約にした部分も含めて解体されたことに、いまさら云々かんぬん言うつもりはありません。ただ、決裁を経られていない文書が、私たちにあたかもこれがそうであるかのように示されたことに問題があるのではないかと思っているわけです。そのことについて答弁を求めたいと思います。

○議長（小松則明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（藤原 淳君） 今回のこの件につきまして、当時の担当者からも当時の状況等ヒアリングをいたしました。状況なんですけれども、決裁文書としては残っていないというのはそのとおりでございますが、ただ、資料等については当時の町長や部長

等については、担当者が案件の内容等をきちんと説明し、口頭で判断等を仰いだ上で進めてきた事案だとお話を伺っております。本来は、決裁やったりだとか、意思決定の記録を残すという対応というのが望ましいことです。手続についてですけれども、適切であったとは言えない部分もありますけれども、当時の状況等を考えますと、やはりやむを得なかった部分もあるのではないのかなと考えております。文書としては決裁が残っておりませんが、状況についてはあくまでも当時の上司であったり、町長であったりにきちんと説明した上で書類を出しているということでございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 説明した上でというふうに、今おっしゃられていますけれども、本来であれば議会に提示されるものはきちっとそういう決裁を経たものを出されるべきというのが本来のあるべき姿ではないのかなと私は思うわけです。それを一つの判断基準として、議員たちはどうなんだというところを検討、議論していくものだと私は思っております。中には、報道によると解体にかかわるプロセスが崩れたという形にも書かれていました。当然的に、私たちもそのことに精査することなくこれまで来てしまったことを大変反省しなければいけないと思っているわけです。ぜひ、これから当局から出される資料に関してはそういうきちっと決裁を経られ、正しいものが出されることを私は願っております。でないと、正しい判断ができなくなってしまう。特に、今回公文書の条例もつくられるわけですから、こういったことを踏まえてぜひきちっとやってほしいと思います。これについて、町長、何か答弁あればお願いします。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 議員おっしゃるとおりでございます。この31年4月1日から公文書管理条例、今回上程してございますが、それに基づきましてきちっとした意思決定の経過も含め、きちっとした公文書のあり方という部分を決め、それを運用していくということで対応していく所存でございます。今後、それに基づいた運用、適正な公文書のあり方、適正な情報公開のあり方という部分できちっと取り組んでまいりたいという所存でございます。

○7番（東梅 守君） これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小松則明君） 東梅 守君の質問を終結いたします。

1時20分まで休憩いたします。

休 憩

午後0時11分

○

再 開

午後1時20分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

午前中に引き続き一般質問を行います。

芳賀 潤君の質問を許します。御登壇願います。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 新風会の芳賀 潤です。議長のお許しをいただきましたので一般質問をさせていただきます。

震災から8年となり、さまざまな意味において町の過渡期を迎えております。毎年のことながら、3月定例会は新年度の予算編成など31年度の町の方向性を左右する議会だと認識しております。そして、平成最後の定例会であり、当町では31年度からは役場の組織改革など多くの課題も着手する年であり、私自身もそれを肝に銘じながら今回の一般質問をさせていただきます。

町長の施政方針についてお伺いいたします。

1点目として、まずは、第9次大槌町総合計画についてですが、基本計画については町の10年先を見据えた計画とのことですが、一步一步確実に政策を実現していくために31年度の主要施策について伺います。

施政方針では、1番目に産業と観光が記載されております。12月定例会の一般質問でも取り上げましたが、その中でも水産業の磯焼け対策について事業が実施されることは、大きく評価するものでありますし、国においても予算措置されておりますのでその有効な活用を期待するものですが、磯焼け対策の具体的な事業について伺います。

また、3月23日に開通する三陸鉄道、そして大槌駅を拠点とした大槌町観光交流協会については、ことしとの大きな違いについてどのようなことなのか伺います。

2点目として、31年度から役場組織が変わり、さらには公文書管理条例が上程されておりますが、私自身はまずは現在の取扱規程を精査しながら、そしてそれを職員に徹底した上で条例の制定をしていくことが賢明であり、条例の制定を急ぐ余り職員が、そして町民が置き去りにならないのか危惧していることについては、その当局の説明の都度に申し上げてきたつもりですが、条例制定と文書管理条例、規程と条例の上程を一気に進めていくことの理由を伺います。また、公文書管理条例の目的については、条例に記載されておりますが、公文書管理の隠れ持つ意味は行政文書の管理の取り扱い、すなわ

ち効率化という視点もあると思いますが、その効率化について検討されているのか伺います。さらに、全ての職員が条例を理解し、文書取り扱いを理解し、必要な技能を習得させると述べておりますが、当面の間はそれに携わる専門職、コーディネーターなどの配置は検討しているのか伺います。

3点目として、住宅再建等の施策について伺います。

空き地バンク、住宅建設補助金の成果と今後については時限的な施策としてスタートしましたが、9月定例会での答弁は住宅建設補助の予定戸数は500戸、その時点で見える化では421戸が対象見込みとのことでしたが、現在の状況についてお伺いいたします。また、本施策の期間延長などを含めた今後の方向性についてお伺いいたします。

同様に、防災集団移転団地について、現在再募集などを実施しておりますが、現実的には被災者を対象とした団地への再建は見込めないのではないかとという時期に至っております。今後のその空き地の活用方法についてお伺いいたします。

4点目として、生涯学習の促進とスポーツの振興については、復興事業に伴う体育施設の整備を進めており、野球場、サッカー場の運動施設の本格的な工事の着工を予定していると施政方針で述べられましたが、復興庁との協議においてその事業が採択されたということかどうかお伺いいたします。

最後に、3月で任期が終了しもとの職場に戻られる方、また大槌町職員を退職される方、本町のために御尽力、御貢献されましたことに厚く敬意を表し感謝申し上げます。

以上です。よろしくお伺いいたします。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 芳賀 潤議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、磯焼け対策事業についてお答えをいたします。

磯焼け対策の事業手法については、新大槌漁協など関係機関と協議を進めており、先月にはボランティアダイバーに御協力いただき野島付近で現地調査を先行実施したところであります。その際には、ウニやツブ貝の食害により海藻のない磯焼けの状態であることを確認をしたところであります。このことから、来年度は海藻植生を回復させることを念頭に、町単独の磯焼け対策事業としてウニとツブ貝の間引きと、海藻種苗の現地投入を実施し、定期的なモニタリング調査を実施する予定であります。なお、磯焼け対策は、継続した対策を講じる必要があることから国庫補助事業の活用も視野に入れておりますが、活用要件として地元行政や漁協等で構成する地域協議会の設立が必要なこと

から、設立に向けた調整を進め、磯根資源の安定化対策事業を実施してまいり所存であります。

次に、大槌町観光交流協会の取り組みについてお答えをいたします。

大槌町観光交流協会は、観光交流事業の促進及び特産品の販売促進を図る目的に昨年4月に一般社団法人として設立したところであります。今年度の主な業務は、大槌まつりやおおつち鮭まつりなどの集客イベントや、盛岡市と首都圏での特産品販売・PRイベントの実施のほか、自主事業としてイオンモール盛岡での物産販売や、町のにぎわいにつながる大槌屋台村おしゃっち横丁の体制構築などを行ったところです。また、ふるさと納税の事務運営を町から受託し実施しております。来年度は、新たな町の玄関口となる大槌駅観光交流施設の指定管理者として切符販売のほか、観光案内や物産紹介など来訪者のおもてなしを行います。また、移住定住の推進や交流人口の拡大を図るため、移住定住促進事業や、年を通じてサーファーが訪れる浪板海岸ビレッジの施設管理も担っていただくことを予定しております。本年は、三陸鉄道全線開通に伴う大槌駅開業、三陸沿岸道路開通、三陸防災復興プロジェクト2019、ラグビーワールドカップ2019の釜石開催など、三陸地域が国内外から大きな注目を集めることから、大槌駅を拠点として大槌駅を発着とした町内周遊バスツアーや、飲食店や宿のスタンプラリー等の実施、インスタグラムキャンペーン及び郷土芸能の定期公演など、さらなる交流人口の拡大や、特産品の販売促進事業を町や関係機関と連携して進めていきたいと考えております。

次に、公文書管理条例についてお答えをいたします。

当町では、現在、情報公開については条例化されておりますが、文書の取り扱いについては規程レベルであります。公文書管理と情報公開は両輪であり、公文書の適正管理が情報公開制度を通じて町民の皆様に対しての説明責任を果たすことにつながってまいりますので、公文書の管理についても条例化し、職員一人一人が公文書に対する意識と認識を高め適切に運用してまいりたいと判断したものであります。また、運用面につきましても、現在、各課の文書処理を行う文書取扱担当者は所属につき1名としているところですが、新年度より各班1名に増員し文書管理の体制強化を図るとともに、公文書目録や保存期間の再確認、既存書庫の整理等をあわせて進め、情報公開請求にも速やかに対応できるよう文書管理の効率化を図ってまいります。公文書等に携わる専門職、コーディネーター等の配置につきましても、現時点では考えてはおりません。本条例第10条に明記しているとおり、研修の実施により職員のスキルアップを図り公文書に対する

意識の統一を図りながら適切に運用してまいりたいと考えております。

次に、住宅再建の施策についてお答えをいたします。

空き地バンクは、平成29年8月の運用開始以来、本年2月末時点で59件の物件登録をいただいております。内訳は、制約済みが20件、商談中が3件、募集中が36件で、このうち8件が住宅建築まで完了しているところであります。なお、住宅建設補助金は243件の交付実績となっており、早期の住宅再建の支援につながっていると認識しているところであります。空き地バンク制度については、今のところ終了期限を設けてはおりませんが、住宅再建補助制度及び宅地取得補助制度は制度開始から2年が経過する本年7月31日から順次終了する区域が出てまいります。本制度は、早期の住宅再建を目的とした制度であることから、期間延長については予定をしておりません。しかしながら、現在、地権者に対し土地利活用意向調査を実施中であり、今後集計を行った上で空き地対策について検討してまいります。

次に、防災集団移転団地についてお答えをいたします。

防災集団移転促進事業により整備した団地については、入居予定者の意向の変化により、町方地区で9区画、安渡地区で7区画、赤浜地区で1区画、吉里吉里地区で3区画の合計20区画のあきがあり、現在防災集団移転促進事業対象者向けに随時募集を行っているところであります。今後、来年度内には東日本大震災復興交付金基金交付要綱に基づき、財産の処分等の手続を行い、防災集団移転促進事業対象者以外へ拡大し分譲することを予定しております。なお、本空き区画地の維持管理についても、周辺の団地入居者の方々へ悪影響を及ぼさないよう配慮し、除草を行うなど、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、復興事業に伴う運動施設の整備についてお答えをいたします。

防災集団移転促進事業により取得した移転促進区域内の土地の活用策として、仮設グラウンドの追加整備を行い本設化とする運動施設整備事業は、これまで復興交付金を活用して基本設計を実施しており、事業の進捗を図っているところであります。当該事業の復興庁との協議状況ではありますが、現在詳細設計の実施について協議を行っているところであり、施設の詳細設計完了後に工事費に係る協議を行う見込みであることから、現状としては事業採択されたというわけではなく順を追って協議を整えているといった状況にあります。復興交付金事業は、復興・創生期間に限られた期間で整備を図る必要があることから、速やかな着工に向けて復興庁との協議を順次進めてまいります。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 答弁の順番ではなくて、一番最後を最初にやりたいと思います。

前回の一般質問のとき、どうしても尻切れになってしまったので、確認だけですので。このスポーツの振興策についてです。町長の施政方針で、着工を予定しているという表記があったものだから、もう採択されたのかなというような意味で確認をしたくて取り上げてみました。答弁書を見てみると、いずれ詳細設計を完了後にという文章が出てきますが、この詳細設計がいつまでに完了するのかという見込みをお知らせください。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 現在の、運動施設の整備というか設計の状況について御説明させていただきたいと思います。

まず、今現在、基本設計を鋭意進めているところでありまして、詳細設計のほうの事業費について今復興庁と協議をしているところです。今、協議中ということもありますのでいつまでにということはまだ明記はできないところはあるんですけども、可能であれば3月、今年度中に復興庁との詳細設計にかかわる協議を整えた上で、詳細設計に取りかかっていきたいと考えております。また、その時期ですけれども、可能であれば来年度の上半期のうちに詳細設計を終わらせて、工事費の調整、協議、そちらのほうをもって工事に移行していきたいと考えているところではあります。まだ詳細設計の予算がついていないということもありますので、そちらのほうについて復興庁と協議中ということになっております。

以上でございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） じゃあ、後質問ですけれども、国が定めている復興・創生期間の限られた期間で整備を終了することが必要であると。創生期間の終了はいつですか。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 平成で言いますと32年度末、平成33年3月末ということになってございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 2021年3月ですよ。ということは、今のスケジュール感でいくと、3月までに基本設計で秋口までに詳細設計を積み上げてという話ですよ。そうなれば、1年半あればできるのかな……手をつけてしまえば繰り越しとかも見込めるとい

う予算ですか、それともあくまでも完了ですか。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 工事期間については、今のところは1年半程度見込んであるものです。そちらのほうについては、事業者のほうは先日、今年度の初めになりま  
すけれども、条件付一般競争入札でもって事業者は確保している状況となっております、  
設計施工のですね。議員御質問の……繰り越しではなくて債務負担行為でもって……、  
2021年3月以降も事業を進められるかということですがけれども、そちらのほうについて  
は完工するということを目標に進めております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） そうでしょうね。繰り越しありきじゃいけないですからね。でも、  
スケジュール感を聞いたらいっぱいいっぱいですよ。つくつかつかつかってという答弁  
だから、そこに追い打ちをかけるわけではないんですが、何で再三これを聞くかとい  
うと、どうしても野球を愛する者、サッカーを愛する者、いろいろな人たちがいますけ  
れども、子供も使う施設であるということ、あとは住宅再編だとか病院だとかいろいろ  
物を建てるために町営球場を壊しているというのがほとんどの思いなわけですよ。下積  
みはわかりませんが。なので、やはり、できるものならやってほしいと。これで  
やれなければもう無理ですよ、現実的に。単独費でやるなんていうことはもちろん無理  
だし、復興で代替え補償みたいなのがあって初めてできるわけなので。いずれ、今、確  
認したのは、住民の皆さんもテレビを見ているでしょうからですがけれども、今のスケ  
ジュール感でいってもいっぱいいっぱいなので、できれば早く進めていただきながら、予  
算をかり取って実施に向けた設計等に入っていただければと思いますので、さらにお願  
いしたい。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 議員おっしゃるとおり、工程に乗って、きっちりと仕事  
は完了させたいと力強く思っております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 課長、すばらしい答弁ですね。そのほかの課長も歯切れのいい、  
やりますという答弁があればすごく聞いたほうも聞きがいがあるということです。

それでは、先頭に戻りたいと思います。9次の総合計画についての中から何点かとい  
うことで、水産に携わる者、海の底を知る者としてあえてこの前も申し上げました。磯



焼け対策、あの質問をした次の日、質問をする前だったかな、岩手日報に大きく取り上げられたり、意識してその記事を探すとかなりのところの市町村でこの対策についてやられております。もう走り出している市町村もあるんですが、当町でも野島周辺でボランティアダイバーで先行実施したという答弁でありましたが、この実績についてお話できるのであればお伺いいたします。

○議長（小松則明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小笠原純一君） お答えいたします。

2月27日に大船渡のほうのNPOのダイバーさん、あとは大槌町内でスキューバの資格を持った有志、あと漁協さんと吉里吉里、船越湾の考古園下から野島付近までの周辺を実際潜水をして、ウニ等の育成状況を調査しております。結果的に、ウニが大量に付着している岩場、あるいは砂地の付近の海藻に関しましては、ほとんど根の一部を残した状態でほとんどが食べつくされている状態にあるというところを確認しております。その中には、やはり根の部分には黒いツブも同じく大量に付着をしているというような状況を確認されたという報告をいただいております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 答弁書の中にある、もちろんそのやった後に定期的なモニタリングも必要だと思うんですが、基本計画と実施計画、予算書を比較していったときに、例えば来年度の磯焼け対策事業費が180万円ほど、180万円というのが多いのか少ないのかはわかりませんが、国が示している概算要求で予算が28億円くらいあるんですよ、全体、これの関連する、磯焼け対策だけじゃないですよ、水産多面的機能発揮対策費というのでそのくらいあるんですよ。やっぱりこれをとりにいってという意味なんでしょうけれども。この来年度予算要求している180万円がこれに今該当する予算の積み上げなのか、いや、今回試験的にやったことによってこれをかち取りにいつてもっと大きな予算をとりにいく予定なのか伺います。

○議長（小松則明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小笠原純一君） 31年度予算の部分につきましては、モニタリング調査を年間で10回、あとウニの間引き、駆除も含めてですが、それを10回、そして海藻類の種苗の投入を4回の部分での計上でございますが、今回の国補助の部分を活用してのことではなくて、あくまで町単独の事業ということでの積算であります。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） だとすれば、先行実施した実績があったり、10回を予定しているのであれば、あと二、三回やっておけば、やっぱりこれは本格的に国の予算をとりによって事業化をして、本気になって磯焼け対策を進めるっていうようにも聞こえるんですがいかがですか。

○議長（小松則明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小笠原純一君） お答えいたします。

今回の単費の事業の中で実際どういったものをしていくかというのは、前回の質問の中でもお答えしたとおり、磯焼けの原因が多種多様にあるというところがございます。今回は、試験的にウニをまず間引いて、あとはその種苗、海藻の種苗を投入して状況を確認しましょうというところがございます。しががいまして、来年度の、今回の180万円の事業の中でさまざまなモニタリングあるいはそれを施した状況を確認をしながら、より効果的な事業を展開していく方策を見ながら国の事業に採択されるような形で準備を進めていきたいなと、このように考えております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 31年度の要求で28億円国が確保している。でもこの三陸沿岸が全部磯焼け対策に走ったら、とっってもこういう予算だけでは間に合わない、だと思うんですね。なので、国が言う国庫補助の採択要件が地域協議会であるとか、そこで組織化して、それを実際どこかの活動組織に委託するというスキームみたいなので、その準備をしながら、そっちも見据えながら予算要求をしていくとか、補正で組むとか、関係機関に働きかけるとかということをやらないと、モニタリング10回を今年度でやって、32年度にとりにいくということが先手なのか後手なのか考えると、決して先手ではないんだろうと思いますよね。どうしても、ひもつきの予算になってしまうので、いろいろな関連事業等でいろいろな補助金があるんですけども、そのような心構えでいかないたなかなか難しいような。予算はふんだんにあるとは決して言えないと思うんですけども。ただ、被災地沿岸だけではなくて全国的な磯焼け対策ですので、被災地が有利になるということもない。ただ、三陸沿岸の漁場というのは物すごく恵まれているわけですね。なので、ぜひその実績を持って要求して、豊富な水産資源を生かすような事業にしていただきたいと思いますがいかがですか。

○議長（小松則明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小笠原純一君） お答えいたします。

芳賀議員のおっしゃることはもっともでございます、まずこの磯焼けの部分に関しては、実際今始まったことではなく、やはり何年も前からどんどんどんどん磯根の資源が枯れて、枯渇してきているというのは従前からの問題であったと。最近になってすごくそれが、水揚げの関係もございまして、かなりそこが新聞等でも大きく上げられてきているところであります。これらを継続的に事業を進めていく上では、確かに国の補助を採択受けるには地域協議会の設立が必要だということが第一の条件になりますが、やはり地域の方、漁業者の方も含めて今後この磯焼けの対策の取り組みに関しての理解をいただきながら進めていかないと、補助をもらうためにやるという形ではなくて、やはり町の取り組み、それは必然的に地域だったり町民のための取り組みだということを理解いただくために、31年度の部分は周知も含めた形の取り組みをし、最終的にはこれらの対策の事業規模を拡大していくという形で進めていきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） もちろん、水産に携わる人たちの理解を得られないと、それは無理な話であって、でもやっぱり、今のものを今収穫とか水揚げをして生計が成り立っている方、将来を見据えると今対策を講じなければ将来の金にはならないという方、さまざまな意見が出てくると思いますが、いずれ、実際海の中を見るとほとんどもう死んでいますよ。ウニとかアワビの生活環境という意味ではですよ。なので、やはりこれを前向きに取り組んでいくほうが、ウニとかアワビというのはすぐ現金に変わるものですよ。ね。つくり育てる、確かに言葉はそうだけれども、でもウニだって実入りが悪い物が内陸のほうでキャベツをあげたらすぐ黄色く変わっていったとかってすぐ反応が出るものですし、アワビに関しては3年、5年かかるでしょうけれども、それでもやっぱり早く手を打つには越したことはないのです。という話になると、国の補助の、今度は交付率というのが2分の1補助ということになれば、残りの2分の1を単費で賄うか交付税算入があるのかちょっとわかりませんが、そういうふうにして恒常的にある程度の予算も必要になってくると。従来言われているのが、財政の縮小だとかというのもあるけれども、攻めの予算をつくるという話も片方にはあるんですけれども、財政課長どうですか、そこら辺。そういう対策について、攻めの予算編成はいかがですか。

○議長（小松則明君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） お答えいたします。

先ほど町長の攻めの予算ということもございまして、今回の予算には磯焼け対策とい

うことをごさいますて、こちらに関しましては財政課も担当課と協調して今回の予算を編成しております。というのは、ふるさと納税で一番の産品品目が実は生ウニでございまして、こちらをやっぱり出すためには生産が追いついていないとふるさと納税にも出せないということでございまして、担当課に指示いたしまして、町長から指示もございましたので、磯焼け対策をまずは始めていこうと。そして財源に関しましては、こちららはやっぱり生産力、生産者を支えるということでございまして、ふるさと納税等も活用しながら補助裏等についても検討してまいりたいと考えております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） ありがとうございます。

いずれ、何、補助をとりについても結局自己負担財源が必ず必要になりますので。ただ、今答弁にあったとおり、いろいろな還元がある。とって漁師さんが水揚げが上がるわけじゃなくて、ふるさと納税というまた別なオプションもあったりすると結局それが町民全体に波及するということですね。なので、こういう質問をすると何か漁師のことばかりやってるんじゃないかって思われがちだけれども、あえて聞いたのは、そういう波及もあるんですよということを知らしめることっていうのは大事なんです。そうじゃないとやっぱり誤解を招いてしまうということで、この質問については終わりたいと思います。

続きまして、観光交流協会についてです。

端的に聞きます。今年度の交流協会に委託する中身、予算規模いろいろな支援、町からの支援と、31年度を比較したときに膨らんでいるのか、事業が多くなったから委託費が多くなっているだけなのか。いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 産業振興部長。

○産業振興部長（藤原賢悦君） お答えします。

観光交流協会に今年度、まず補助と委託をしておりますて、今年度補助金では約1,000万円ほどの町から補助をしております。内容としましては、事務局長とかの給与とか運営に係る事業費補助と、あと大槌まつりの事業実施に係る補助、あとは今年度観光交流協会立ち上がったんですけれども、ホームページをつくっていませんでしたので、そのホームページの作成の補助をしております。委託費につきましては、特産品のPRとか鮭まつりのイベントとか、あとふるさと納税の関係の事務委託もしておりますて、今、1月末時点で事業費概要を聞きますと約7,000万円ほどの事業費を受託しているということ

を伺っております。来年度は新たに移住定住の促進事業とか、あと駅の指定管理の事業も指定管理料も含まれますので、その分が上乘せになって委託費がふえる予定になっております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 駅の指定管理を含めて、あと、今の答弁の中でいくと、極端に例えば交流協会をいずれキーパーソンとして町の観光を推し進めようと、そのためにはプラスアルファの部分をあえてつけていったというよりは、事業に合わせて予算額が上がっているという解釈ですよね。余り面白くないですね。

じゃあ、さらに別なほうの角度から。委託費があります、12月でも申し上げました、300万円でこの事業をやってくれと委託をしたと。でも、民間企業では精査をして、300万円で発注するんじゃなくて出来高が250万円になったと。50万円余るといふか、努力して余らせた。その50万円に対する観光交流協会の裁量権というのはあるんですか。

○議長（小松則明君） 産業振興部長。

○産業振興部長（藤原賢悦君） 町から委託した事業につきましては、こういった事業を行ってくださいということで事前にこちらから仕様を示しまして、向こうからこういった費用がかかりますということで見積もりを出してもらって契約をしております。それで、実際例えば100万円の事業予定だったのが、いろいろ予定していたより安く済んだということになれば、その分は不用な額という形になりますので、契約変更とかさせていただくのがまず大原則です。税金を使っておりますので、余ったからその分上げますということは、普通の委託契約ではしておりません。ただ、観光交流協会に委託するのはまた別に、先方からプレゼンをして企画コンペでやるようなものについては、その中身をしっかり向こうから提案してもらってこの経費でやるということで整理をしておりますので、そこは精算が伴わない場合の事業もございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 確かに、今答弁のとおりで、委託で300万円でこれをやってねと。それが250万円だから、50万円を自由に使えるって、それはわかりますよね。なのであれば、例えば、いろいろな事業を積み重ねて、さっき7,000万円くらいになっているとかつていう話もあるんですが、それが3,000万円でも5,000万円でもいいんですけども、包括的に観光協会に義務的なイベント委託は、これらをこなすのはそれは必須要件ですよ。でもそこで、観光交流協会でプレゼンして、仮に残があるんであればもっとこういうこ

とをしたほうが町のPRにつながるんじゃないかということ役場と話をしあらかじめ計画を立てておいて、そっちにもぜひPRしたいと思えばやっぱり努力はするんだと思いますよね。1,000万円でこの3つだけをやってくださいというのは、そこには努力も汗も何もない、それをやってこなすだけです。だから、次の効果を得るためには、前段言ったようなことというのは必ず必要んじゃないかなと、私自身は考えますがいかがですか。

○議長（小松則明君） 産業振興部長。

○産業振興部長（藤原賢悦君） お答えします。

事業についても実は、昨年4月から観光交流協会、一般社団法人化しましたので、いろいろな取り組みを進めるに当たって（「少し大きな声で」の声あり）必ずこの分はやってくださいと仕様うたってはいるんですけども、具体的にほかにこういった効果的な事業があれば提案してくださいというような仕様に記しておりまして、そこで当初予定していたものプラスアルファで事業を実施していただくような契約、スタイルをとっておりました。そこで、協会のほうからさらなる事業効果があらわれるような企画提案があれば、そこは町としてもやってもらうような動きを進めております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） くだいようにこの話をなぜするのかというと、多分、同僚議員もほとんどが同じ意見だと思うんですが、従来の観光協会の観光施策っていうエネルギーの使い方、町の観光に対する予算のあり方というのはそんなに積極的だとは思えないんですよね。3月23日に三鉄が通る、先週遠野バイパスが通る、今度9日には釜石から通るといったときに、やはり31年度が非常に過渡期なんだと思う。まして、ワールドカップが来る、ここでPRできなければ埋没するんですよ。なので、後になって金をかけたけれどもだめだったのか、金をかけようと思ったら間に合わなかったのか、そういう話になったときに、考えているよりやったほうが良いと思います。そして結果が出ないのであれば、それはもう一定の努力をした成果ですからね。そうじゃないと、何か、今三鉄関係で23日にイベント、当日のイベントがこうなっていたりとか、ラーメン屋さんができる取材があったとか、旗を振ろうとか、その単体的なものではなくて、そうやってPRをして町にお金が落ちるような施策をやはり真剣に取り組んでいくということが大前提だと思うので、いずれ町が肝いりで法人化して交流協会をつくったわけですから、これをやっぱり生かさない、もうどうしようもないんだと思いますが、その点について

て、この質問について町長、どうですか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤館和彦君） ありがとうございます。

全くそのとおりだと思います。観光交流協会を大槌駅に置いていると、やっぱりそこは意味があります。やっぱりどうしても、大槌町の玄関口であるところにちゃんとしっ  
かり根を張ってやっていただきたいということはございます。そして、今言うとおりに  
ろいろな交通の便も回復してくるところがチャンスだというのはそのとおりだと思いま  
す。なので、駅舎の管理はちゃんとしっかりとしながら、そういったおもてなしをやり  
ながら、いろいろなイベントを含めて、事業を展開してですね。また、先ほど収益の話  
もありましたが、ふるさと納税なんかでいろいろ地場産品等PRしたり、新たな物をつ  
くったり、そうすれば将来収益が上がる、そうすれば手数料が入りますから、それは自  
分のほうのとり分というのは失礼ですけども、そういった話で収益ができると。そう  
すればそれを使ってまた別な事業が展開できると、そういったこともありますから、そ  
ういったのをいろいろ考えながら、しっかりとした運営をしていただければと思  
います。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） いずれ、独立採算でやれるものではないので、必ず町の協力だっ  
たりが必要だし、支えがもちろん必要です。つくった以上の責任、あとは過渡期である  
ということの自覚を持ちながら、ぜひ拠点として大槌の観光っていったら変だけれども、  
いずれ町に金がおおりて、それが税収として入るような仕組みをきちっと確認をしながら  
進めていただきたいと思います。

それでは、次に移ります。公文書管理条例です。

全協でも、私もどっちかっていけば組織をつくって運営してマネジメントする立場の  
者から言うと、その文書取扱規程なるものはどういう会社にもあります。従来の説明の  
中でそれと現実的なそごがあるというので、まずそれを改正しながら、情報公開という  
ものにたえていくんだと。そこにプラスアルファ、条例化をしてという話になって、ど  
んどんどんというものが一気に行くようなイメージなんですよ、私、どうしても。本来  
であれば、取扱規程と情報公開の中にそごがあるのであれば、まずそれをきちっとする  
と。それを安定化させると。震災後採用になった職員にも公務員たるものの自覚であっ  
たり、文書の取り扱い、事務のモラルをきちっと徹底した上で条例化を進めるのが、私

ですよ、私は公務員じゃないのでわかりませんが、本来だと思うんですが、それを一気に進めていくということの、説明があんまり理解できないんですけども、その説明をもう一度お願いします。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりの部分、理解、私もできます。ただ、今言ったとおり、どこでやるかやらないかという、これは決断だと私自身は思っています。確かに、段取りを踏んでこれが2年、3年かけてというやり方も当然ございます。ただ、今この時点でこの1年、2年、3年という部分を時間をかけてできる状況にあるのかなという部分で、私自身も担当ともいろいろ協議はいたしました。やはりここは、今言ったとおり復興事業、23年から震災後いろいろ復興関係のいろいろな補助入っての部分もやってございます。事務量も、文書量も膨大になっているのも現状でございます。これを2年、3年かけて本来であればもっと成熟させてやっていくという手法も確かに考えられる部分ではあったんですが、やはりここは思い切ってこの部分で、やはり情報公開もこの間の、過日全協でも御説明いたしました。情報公開の資料請求というの、これは震災前に比べれば膨大な請求があるのも現状です。現実です。それらを考えたときに、やはり先ほども町長の答弁にあったとおり、情報公開というのはこれは公文書と要は直結して両輪でございます。そこら辺を総合的に考えたときに、やはりここは公文書を条例化まで引き上げて、規程から条例化まで引き上げることによって、職員の意識の改革をこの時点をもって大きく変革していく必要があるという考えで踏み切っているということで御理解をいただければと思っております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 理解はしているつもりなんです、納得はちょっといないところがある。何でこれが大槌町というこの人口規模、この予算規模のところをあえて先駆的にやらなければならないのか、全国でこの程度しかやれていないものなわけですよ。先進地視察でなかなかそういう制定をしているところが少ないということをあえて取り組むということ。それが、平常時じゃなくて復興にかかわる時期、もちろん公開請求にたえ得るものというものもありますけれども、それらに一抹の不安がどうしてもよぎるというようなことは申し上げておきます。それで、私、質問の中で文書管理について、条例化をする裏にはきちっと分類をしたり整理をしたりしていくことは、公開請



求のものを、公開請求された場合に探しやすくなるわけですよ。効率化になるわけですよ。それが文書管理条例の裏にはあると、物の本には書いてありますよね、必ず。条例があるから仕事がふえるのではなくて、条例化してその運用をきちっとすることによって、公開請求になったときに残業して書庫から書類を探してきたとかっていうことじゃなくて、きちっと請求されればこの棚にある、ここのAの3番を開ければ出るみたいな、よくコクヨの本社がそうなんですよね。コクヨって文具屋さんがあるじゃないですか。結構昔なんですけど、コクヨの本社さんはテーブルの上に一切書類がないんですよ。何かを持ってきたい、探したいときには、ファイリングあって、そこのAの3番の5ページ目にこれの文書があるとなっているんですよ。それだけ効率的なんです。なので、これに取り組む裏には役場職員の、公開請求もそうです、ふえてきたのも事実だと伺っていますけれども、それらの仕事の整理、業務の整理をきちっとすることということも大前提なんです。とすれば、それをしたことのない職員がほとんどの中で、本当にそれが研修とかで成り立つのかなという不安なんです。だから、研修とかってあるけれども、非常勤の専門職を置くとか、たまにコーディネーターを委託して、こういう公文書の管理をきちっと研究している機関もあるじゃないですか、そういうところと連携をとりながらやるというのは考えられないんですかっていうことでお伺いしたということなんですけれども、それについていかがですか。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 今、議員から説明を受けて、私以上にいろいろ研究というか知っているんだなというのでちょっとびっくりしているんですけれども。基本的に、やはり職員が混乱するようなことがあっては、本来事務効率化、おっしゃるとおりしようとしているのが本末転倒になるというのはそのとおりでございます。今、担当とも詰めているのは、やはり公文書の部分の考え方、今までは余りにも、言葉が、ちょっと言い方が雑かもしれませんが、漠然としたような取り扱いの部分もあったもの事実かなと私自身感じているところもございますので、やはり、条例にしたから全てが片付くとは当然思っておりませんが、それに伴う手引き、文書取扱関係の手引き、要は俗に言えばマニュアルです、それを職員にもやはり、今言った一期生であろうが何年目の職員であろうが見てわかる、要は取り扱いがなるほどとわかるような手引きを今鋭意整理するように今努力をして積み上げているところでございます。なので、例えば紙文書であればこういうふうなこういった取り扱いをなささい、今は紙だけではなくていろいろ、こうい

った時代ですので、インターネットとかですね、メールとかいろいろさまざまございます。そういったツールのこの部分は公文書になるよ、こういったところはこうなるんだよというような、それぞれ今私どもが事務で使っている紙もパソコンも含め、各分野においてこういったものが公文書に相当するものになるんだよというものが、要はわかるように、可能な限り手引きの中でまとめているという状況でございます。ただ、今議員おっしゃったとおり、専門職またはコーディネーターというのも、当然、今現時点では考えておりませんが、私どもが、やはりこの公文書が停滞するようなことはあってはならないので、例えばやはりこれはちょっとコーディネーターもしくは専門の方を呼んでやらなければならないということに気づいた時点では、その辺も当然検討はしていかなければならないものかと考えているところでございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 条例が制定されてしまうと、という言い方は変なんですけど、それに違反すれば条例違反になってしまう。取扱規程のレベルと、規程のレベルだから違反してもいいってことじゃないですよ、条例違反という公務の違反と、みんなで守ろうね的なものとはまた全然次元が違うんだと思うんですよ。なので、急ぐ必要はないんじゃないかというようなことでお伺いしました。いや、これはもう一気に進めるんだと、これが町の方針なんだと言うのであれば、見たり聞いたことのない文書管理条例やら、今のマニュアルやらというのを、本当にそれが合っているかどうかと、またフィードバックしたりしないといけないじゃないですか、モニタリングして。そこにまたロスタイムが出るんですよ。それをするためにまた残業をする職員が出るんですよ。それよりは、専門職だろうがコーディネーターだろうが配置をして本当に適正に順序良く進んでいって、何年かしたらきちっと公文書管理条例と役場の職員の能力と公文書の管理が一体となって、いつどこから請求してきてもぼっと出るようなものに仕上がらないと意味がないわけですよ。月に1回公文書の管理の研修に行きました、復命しましたのレベルではなくて、どうせやるなら本気になって、そうすれば今平成30年の、29年の役場の残業代がどのくらいか私は知りませんが、そういうものを削って行ってきちんとそっちに手当をします。定時に帰ると。私も職員に言うんですけども、いい職員というのは定時に帰るんですよ。残業するのが悪いって言っているんじゃない、その業務量をきちっと的確にこなすというような意味で、事務方ですよ、事業課ではなくてね、そういうふうになるのが本来なんだと思う。何か残業して残っていれば頑張っているようなイ

メージがあるけれども、本来そうなんではないかな。そこら辺が職員のモラルだし、公務員の気質なんだろうと思う。それが、財政から言うと残業費という当初予算には見えてこないようなものだから、見えているのかちょっとわかりませんが、そういうものに結びついていくので、結局は公文書ってこう、イメージは文書管理をきちっとやればいいということではなくて、裏腹には効率的に仕事を進めると。自信を持って仕事を進める、きちっと分類ができています。担当が変わっても足跡がきちっと残っているというのが公文書管理ですよ。そういう意識をきちっと職員に持たせる。そのためには結構かかりますよ、エネルギー、そう思う。だから私はあえて言うだけけれども、それは進めながらという話なんです、専門職だったりコーディネーターだったりを、やっぱりそれで食っている人、それで生きている人、そればかりを考えている人もいますから、そういうふうなものとかそういう関係機関と協調しながらやられたほうが良いと思いますけれども。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） ありがとうございます。

今回の公文書の管理については、決して突然の思いではないと。震災前については、先ほどお話あったとおりファイリングシステムというのは導入しようということで取り組んでいらしたことは御存じだとは思いますが、それが道半ばにして震災ということで行われなくなったということですから、それはどうしてかということ、やはり公文書公開に対する制度が高まってきたということ、管理に対する国の法律が定まってきたことですから、やはり時代にあって、文書を考えていかなきゃならないと。単に、簿冊で集めるのではなくて、最終的にはどうするかといえば電子化なんだろうと思います。その準備をしていなかったがために、大変なひどい目に会ったというのは事実でありまして、確かに公文書としての取り扱いというのは結果的には情報公開につながるわけで、先ほども申しましたとおり、議員お話になったとおり、公文書をしっかり管理すればほかにつながる時も十分に使えますし時間がかからないということもあります。それも含めて、やはり条例に高めるといことは、やはり職員の意識を高めようということ、決して先が見えたものでないということ、見えないままやっているわけじゃないので、最終的にはやはり電子化をしたりして、独自にすぐ調べられる状況までストーリーを持って進めていきたい。ただ、先ほども申しましたとおり、震災の途中でありますから、急激な変化はありませんが、しっかり先を見据えた今回の文書管理だということを御理

解いただいて、庁内においては急激だということかもしれませんが、やはり文書管理が簿冊になってさまざまに種類が多いという中では、これからもまた何十年も先にはやはり公開をとという部分はありますし、そういう部分にしっかりたえるには今やっていかないと後でということにはならないと私は思っていました。条例化といっても、やはり規則においても規程においてもやはりコンプライアンスですのでしっかり守るということです。確かに条例化することによってしっかりとした組織づくり、体制づくり、事務内容も含めて精査しなきゃなりませんけれども、今復興のこの8年目だからこそ、今までやってこなかったことを、また前にやってきたファイリングシステムを含めて、さまざまなものを新たに取り組もうということです。やはり長い目で見れば今やるべきだろうということで条例化ということで考えておりました。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 今、町長からファイリングシステムという話があったとおり、まさしくそのとおりで、それが効率化という視点が必ずある、それを震災前の役場では取り組んでいた途中、半ばだったでしょうかね。関係資料が全部流出した、一部見つかっているものもあるんでしょうけれども、ただそれが成果としてないから、途中から復帰させるのがいいのか、ゼロからもう一回積み上げるのがいいのかは役場の判断だと思いますけれども、いずれにせよ、先ほど申しているようなことが考えられるということなので、やると腹を据えたのであればきちっとやっていただきたいと思います。

それでは次に行きます。住宅再建についてです。

空き地バンクという言葉と、住宅再建補助金というのがごちゃごちゃになってきました。ちょっと確認をさせてください。住宅建設補助金243件の交付実績というのは、目標値は何件だったでしょうか。

○議長（小松則明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（藤原 淳君） 住宅再建補助金の目標値は、当初説明させていただいているとおり500件、5億円ということになっております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 現状の実績と、今後見込まれる数字を足して差がある。差があったときに、それを時限的に政策としてやったものだから、別に予算を振りかえるのか、名称を変えて、これは答弁書にもあった早期の住宅再建を見込んで肝いりでやった施策ですから、そうでなくても、早期でなくてもこれだけ空き地があるという中で、やはり

再建をしてくれることのほうがありがたいわけですよね。そういうふうには政策転換をする用意があるのかってというようなことについてはいかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤館和彦君） ありがとうございます。

確かに、5億円からすれば今243件、ただこれは完成してから申請ですから、交付はもっとふえてくると。300件なり400件なりそういったケースになってくるかもしれません。ただ、その中でいけばただ財源的には残る可能性はありますので、それで新たな空き地対策のほうを考えたいとは思っています。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） よかったです。ありがとうございました。

ぜひ、そういうふうに向けて、2年で建てられないから終わりではなくて、今後建ててもらえる人、もちろん被災者じゃないかもわかりませんよね。転入してくれる人があればありがたい話だし、あとは子供は成長して行ってカマドイエを建てたいんだ、次の高台でも触れますけれども、そういうものでもありがたいじゃないですかね。例えば、基金化をしてそれがなくなるまではどんどんどん再建に向けてやろうという方式もあると思います。同時に、見える化という図面もありました。しばらく更新になっていないです。担当課長には一回話をしたことがあります。この見える化の図面の更新というのには予定はありますか。

○議長（小松則明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（藤原 淳君） 昨年度も7月に見える化の更新ということでやっております。なので、今回もそのころまでをめどに更新はしたいと考えております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） ということは、当面、2年間の時限的にやった施策が終わったときに、終わろうとしているときに、それでどれだけ再建が進んだのか、今残っているのがどのくらいなのかってことを図面でお知らせするというところでよろしいですか。

○議長（小松則明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（藤原 淳君） 現状の周知ということで、そういう形で進めたいと思います。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 楽しみにしている住民もあるんですよ。おもしろくじゃなくてで

すよ。やっぱり家を建てたいとか、被災者じゃないけれどもという人たちの声も聞きます。あいているところどこなんですかという話もある。そうなれば、やっぱりそういうのがタイムリーに町民にPRしてくるほうが、町のために。ある一定、何度か書きかえをしたりやってきているので、そんなに書きかえにエネルギーはかかるものではないんだと思う。2年でこの住宅再建補助金でしまいがつくのであれば、それ以上どうのこうのということもないと思うので、できればそれあたりにきちっと住民にお示しして、あとは公用地であれば、売れば実際町の財源の確保にもなるんだろうし、そのようなことを考えていただければいいかなと思います。

それでは、最後に防集についてお伺いします。

20区画があいていると。これは20区間は、建てていないけれども20残るであろうんですか、それとも予定はしているけれども20以上残る可能性のある数字でしょうか。

○議長（小松則明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（川野重美君） お答えいたします。

この20区画については、仮申し込みをしていただいて、団地の個数をそれぞれ計画したわけですが、その後いろいろな意向の変化等によって申し込みがされていない、完全な今のところあきという形のような空き区画ということで御理解いただきたいと思っています。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） ということは、最大値が20じゃなくて、20が最低値なんですよ、現状。事情で建てられなくなったとすれば、21になったり23になったりする可能性もあると。それを、被災者以外にも拡大していくというようなことが言われました。これをPRする時期というのはもう近々ですか。いつごろを目指しているのでしょうか。

○議長（小松則明君） 当局。都市整備課長。

○都市整備課長（川野重美君） 町長答弁にもありましたとおり、交付金基金の交付要綱に基づいて、財産処分の手続をする必要がございます。造成にかかります額の確定作業、それから防集事業計画の変更、こういった手続をした後でということになっております。現段階では、下半期ぐらいを目安としてできればと考えております。

○議長（小松則明君） よろしいですか。（「はい、終わりました」の声あり）芳賀 潤君の質問を終結いたします。

2時30分まで休憩いたします。

休 憩

午後 2 時 2 1 分

○

再 開

午後 2 時 3 0 分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

○

日程第 2 報告第 1 号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について

○議長（小松則明君） 日程第 2、報告第 1 号工事請負変更契約締結の専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総合政策部長。

○総合政策部長（齋藤正文君） 報告第 1 号工事請負変更契約締結の専決処分の報告について御説明申し上げます。

次ページの、専決処分書をお開き願います。

1、契約の目的。大槌駅観光交流施設建設工事。

2、契約の相手方。岩手県釜石市両石町第 4 地割 26 番地 12、株式会社八幡建設、代表取締役 八幡康正。

3、変更内容は、契約金額について変更前 1 億 2,411 万 3,600 円を、変更後 1 億 2,587 万 4,000 円としたものであります。

次ページの資料をお開き願います。

専決処分年月日は、平成 31 年 1 月 28 日であります。

別紙参考資料をお開き願います。

変更理由は、施設の通信設備や利便性向上のための設備改修による事業費の増であり、契約金額の増額は 176 万 400 円であります。

以上、御報告いたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。東梅 守君。

○7 番（東梅 守君） この報告については、特に異議はありません。そこで、1 点だけお聞きしたいんですが、この観光交流施設の建設に当たって町民の方から自由に駐車できるスペースもう少しあったらいいんじゃないかという話が聞かれております。施設を利用する際、それから長期に大槌町を列車を使って移動する際に車を置きっ放しにできる場所があったらいいんじゃないかという話が聞こえております。そういった計画があるのかなのか、その点だけお願いいたします。

- 議長（小松則明君） 総合政策課長。
- 総合政策課長（藤原 淳君） 今のところ、駅前にある駐車場以外に整備する予定はございません。
- 議長（小松則明君） 芳賀 守君……済みません、東梅 守君。
- 7番（東梅 守君） 計画がないのであれば、ぜひ今後、土地利用というところで、前の柴町側等が開いているわけです。ああいうところをぜひ計画的に、設計するときに、ぜひそういうスペースを設けていただければ利便性が高まると思うので、ここはお願いをして終わりたいと思います。
- 議長（小松則明君） 先ほどは失礼いたしました。
- 質疑を終結いたします。
- 以上で報告第1号を終わります。

○

日程第3 報告第2号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について

- 議長（小松則明君） 日程第3、報告第2号工事請負変更契約締結の専決処分の報告についてを議題といたします。
- 提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。
- 議長（小松則明君） 産業振興部長。
- 産業振興部長（藤原賢悦君） 報告第2号工事請負変更契約締結の専決処分の報告について御説明いたします。
- それでは、専決処分書をお開きください。
- 1、契約の目的は、新産業創出研究センターA棟建設工事です。
  - 2、契約の相手方は、岩手県盛岡市西仙北1丁目16番10号、大和リース株式会社岩手支店、支店長 池田康二です。
- 今回報告する内容は、契約金額の変更でございます。変更前の契約金額1億8,846万円を、21万6,000円減額しまして1億8,824万4,000円に変更するものであります。
- 専決処分日は、平成31年2月27日です。
- 参考資料をごらんください。
- 変更理由は、土砂試験及び運搬距離の変更による事業費の減です。
- 以上、御報告申し上げます。
- 議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。



以上で報告第2号を終わります。

○

日程第4 報告第3号 「大槌町障がい福祉プラン（基本計画）」の策定に係る報告について

○議長（小松則明君） 日程第4、報告第3号「大槌町障がい福祉プラン（基本計画）」の策定に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 「大槌町障がい福祉プラン（基本計画）」の策定について御説明いたします。

便宜、お手元に配付しておりますA3判の資料、概要版により御説明申し上げます。

まず、ローマ数字Ⅰの計画の策定にあたってであります、「大槌町障がい福祉プラン」は、障害福祉施策の基本的な考え方を定める基本計画と、具体的な数値目標などを定める実施計画により構成をしております。現行の基本計画の計画期間が、本年度で終了することから、時期計画を別添のとおり策定するものであります。

次に、ローマ数字Ⅱの計画の基本的な考え方・施策推進の方向であります、基本理念を「ともにつくるふれあいのまち大槌」とし、地域で安心して生活できるまちづくりの推進、社会的自立と社会参加の推進、福祉のまちづくりの推進の3つを基本目標として設定いたします。これらの基本理念、基本目標を実現するため、第9次大槌町総合計画などを踏まえ、具体的には障害者の人権を尊重し、適切な支援の推進、障害者の自己選択・自己決定に基づく自立と社会参加の促進、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実、障害者が安心して暮らしていける地域づくりの推進の4つの基本的方向に沿って施策を展開してまいります。

基本的方向ごとの具体的な施策体系については、裏面をごらん願います。

まず、基本的方向の障害者の人権を尊重し、適切な支援の推進につきましては、障がいの権利擁護、相談支援再生の充実強化、障害福祉サービスの充実、多様な障害への対応の4つを施策推進の方向とし、施策項目に掲げる施策を推進してまいります。

基本的方向の障害者の自己選択、自己決定に基づく自立と社会参加の促進につきましては、雇用就労の支援促進、社会参加活動の促進、障害者に対する理解の促進、情報提供及びコミュニケーション支援の充実の4つを施策推進の方向とし、施策項目に掲げる施策を推進してまいります。

基本的方向の、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実につきましては、保健・医療・福祉の連携、療育支援体制の充実、教育の充実、障害者の高齢化への対応の4つを施策推進の方向とし、施策項目に掲げる施策を推進してまいります。

基本的方向の、障害者が安心して暮らしていける地域づくりの推進につきましては、障害者を支える人材等の育成、住民主体の福祉活動の促進、住みよい環境づくりの推進、安全・防災対策の充実の4つを施策推進の方向とし、施策項目に掲げる施策を推進してまいります。

資料の表面にお戻り願います。

資料右側、ローマ数字Ⅲの計画策定期間ではありますが、本計画の期間は平成31年度から2023年度までの5年間といたします。

下のローマ数字Ⅳには、障害者の状況、Ⅴには策定スケジュールをそれぞれ掲載しておりますので御参照願います。

以上、「大槌町障がい福祉プラン（基本計画）」の策定について御報告いたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 別冊の資料を読ませていただきました。きのうの一般質問で取り上げましたこの特別支援教育の部分も入っておりましたので、まずは安心しました。

そこで、1点だけ確認の意味でお尋ねするわけですが、震災前のことをちょっと思い出してもらいたいんですが、ある地区の公共施設を解体する際に、その公共施設を解体した後でグループホームをつくるという構想があったわけです。ということは、そのグループホームは別なところでも今1カ所で法人化になってやっているわけですが、そういうものも恐らく今後、親が高齢化になってくるとどうしても子供をじゃあどうするのやというところに絶対行きつくと思うんです。ですので、以前、町で計画した、頓挫した計画も十分振り返った中で、今後のグループホーム等のあり方についても、直接的な記述はないにしてもそのようなものも十分この中には入っているんだというところを、まず確認させてもらいたいんですが。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（才川拓美君） グループホームにつきましては、こちら、今回基本計画でございまして、具体的には昨年度策定をいたしました実施計画のほうに盛り込んでいまして、昨年度の実施計画策定に当たりまして、町内の当事者の方々にニーズ調査をいたしましたところ、グループホームのニーズは4件のニーズがあるということは

把握してございます。現在のところ、町内には障害のグループホームはございませんで、グループホームの、大槌町の入所者の方11名いらっしゃいますが、全て他市町村のグループホームに入居されているという状況でございます。町といたしましても、グループホームはぜひ大槌町に欲しいところではございますけれども、なかなか障害者施設というのが県内全体の調整の中で整備をしまっているところでございますので、簡単に進むところではないのですけれども、一応そういったグループホームのニーズがあるということは承知をしておりますので、釜石市との連携のもとに管内全体で必要なサービスが充実されるよう推進をしまいたいと考えているところでございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 1カ所運営しているというのは、私の勘違いで済みません。いずれにいたしましても、保護者が高齢化、そうすると残された子供の部分の障害を持っている方々というのは、じゃあどこに行ったらいいんでしょうかという問題が結構この先出てくると思うので、その部分も十分よく考えた中で、今後の障害者の福祉プランを充実したものにしていってほしいなという要望を持って終わります。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 今、東梅議員から話がありましたけれども、私もそれについて若干同じ意見であります。震災前は、そういう人たちが集まっているいろいろな事業をやっていました。そのほかに、ほかの市町村に行っている障害者の人たちも、今言ったように地元であれば地元で働かすことができると。また、兄弟とか親戚もいるからある程度安心できるんだと。だから本当は、確かに人数は少ないかもわかりませんが、ここの別冊の中を見ればこのように就労の支援促進とか、こういう素晴らしい事が上がっているんですよ。本の中には確かに上がっているんだけれども、実際そういう物が地元がないということは、今、皆さん遠野コロニーとかいろいろなところに歩いているんだけれどもね、宮古のほうに行ったり。そういう人たちが、地元であれば地元に戻りたい、帰りたいというのがやはりその親御さんたちの考えだと思います。ぜひこのことを考えながら、ぜひその人たちに合ったような方法を考えていただきたい。これをさらに検討を深めて、推進していただきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

以上で報告第3号を終わります。

○

日程第5 報告第4号 「元気・活いき大榎21プラン（第2次）」の変更に係る報告について

○議長（小松則明君） 日程第5、報告第4号「元気・活いき大榎21プラン（第2次）」の変更に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 「元気・活いき大榎21プラン（第2次）」の変更について御説明いたします。

「元気・活いき大榎21プラン」は、町民の健康の増進の推進に関する施策を定める計画であり、平成26年度から2023年度までの10年間を計画期間としております。今回の変更は、目標項目及び目標値の中間見直しを行うとともに、自殺対策計画を追加するものであります。

新旧対照表をお開き願います。

1 ページ上段、第3章、目指す姿と基本的な方向であります。健康寿命の延伸に係る目標項目についてより実態を示すものとして、本定例会に御提案申し上げている第9次大榎町総合計画の基本計画第2章第3節健康づくりの推進における指標に合わせ、要介護2以上の者の減少に見直すものであります。

1 ページ中段から7ページまでの第4章、基本的な方向を実現するための取り組みと目標につきましても、それぞれの分野ごとに中間評価を踏まえ、国や県の目標設定の考え方が変更となったものなどについて、目標項目及び目標値を見直すものであります。

8 ページをお開き願います。

第5章は、自殺対策基本法の規定により、本年度中に全市町村において自殺対策計画を策定する必要があることから、今般の「元気・活いき大榎21プラン（第2次）」の中間見直しにあわせ、一体的に策定するものであります。

自殺対策計画の概要であります。 (2) の目指す姿は、政府が定める自殺総合対策大綱を踏まえ、誰も自殺に追い込まれることのない大榎の実現とします。 (3) の全体目標は、目標項目を自殺死亡率の減少とし、自殺死亡率ゼロを目指します。

9 ページをお開き願います。

当町の自殺の現状についてであります。中段のグラフに示すとおり、東日本大震災以前は全国、県と比較して自殺死亡率が高い状況が続いておりましたが、震災以降は低下傾向にあり、平成25年及び26年には自殺者ゼロを達成しております。これは、震災後の心の

ケア等に関する支援の充実によるものと考えております。

18ページをお開き願います。

下段3の自殺対策の取り組みにつきましては、当町における自殺の現状や課題を踏まえ、目指す姿の実現のため、自殺予防に対する理解促進と心の健康づくり、支援体制の充実、ハイリスク者の早期発見と早期介入の3つの方向性に沿って取り組みを推進してまいります。

22ページをお開き願います。

第5章、計画の評価につきましては、自殺対策計画の追加に伴い、第6章に変更いたします。

本ページから、30ページまでの表2 元気・活きいき大槌21プラン(第2次)目標一覧は、第3章及び第4章において設定した目標を一覧にまとめたものであり、変更内容は1ページから7ページまでと同様であります。

以上、「元気・活きいき大槌21プラン(第2次)」の変更について御報告いたします。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。(「なし」の声あり) 質疑を終結いたします。

以上で報告第4号を終わります。

○

日程第6 報告第5号 「大槌町国民保護計画」の変更に係る報告について

○議長(小松則明君) 日程第6、報告第5号「大槌町国民保護計画」の変更に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長(三浦大介君) 報告第5号「大槌町国民保護計画」の変更に係る報告について説明いたします。

「大槌町国民保護計画」は、武力攻撃や大規模なテロが発生した場合に町民を非難、救護するための対処措置を明記したものであり、当町におきましては武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第1項の規定に基づきまして、平成18年10月に策定をしております。計画の策定から相当の月日がたち、県の計画及び町の現状に合わせる必要が生じたため、同法第35条第3項の規定に基づきまして、「大槌町国民保護計画」の変更を行うものであります。

変更要因ですが、岩手県の国民保護計画の変更に伴うもの、国の基本指針の変更に伴うもの、町の組織改編等に伴うもの並びに字句等の軽微な修正がございます。

では、新旧対照表をごらん願います。

表は、左から順に現行の計画、変更計画、修正内容となっており、変更部分につきましてはアンダーラインで表示をしております。なお、説明につきましては主な修正部分についてのみ御説明をいたします。

第1編、総則は、1ページから11ページまでとなります。

3ページ中段をごらん願います。

第2章、国民保護措置に関する基本方針の部分ですが、平成26年の県の計画修正で、災害時要援護者を、要援護者等に言いかえたことに伴う修正となります。

5ページからの第3章、関係機関の事務または業務の概要等は、防災計画に倣い新たに付け加えた内容となります。

8ページからの第4章、町の地理的・社会的特徴については、名称等の変更、人口や世帯数の修正となります。

次に、第2編、平時における備えは、12ページから22ページまでとなります。

14ページ上段をごらん願います。

第1章、平時における組織体制の整備ですが、平成26年の岩手県計画の変更に伴う緊急情報ネットワークシステム（Mネット）や、全国瞬時警報システム（Jアラート）を加えております。

16ページ上段をごらん願います。

第2章、国民保護措置に関する平時からの備えでは、大規模集客施設の管理者に対し警報等の伝達及び避難誘導を適切に行うために必要となる措置について定めるよう要請することを明記してございます。

21ページ中段をごらん願います。

第4章、国民保護に関する啓発訓練等ですが、2、訓練の（1）町における訓練の実施では、町における訓練の実施として平成29年の国の基本指針の修正に伴い、その内容について具体的に記載をしてございます。

次に、第3編は、武力攻撃事態等への対処となりますが、23ページから65ページまでとなっております。

うち、28ページをごらん願います。

第1章、町国民保護対策本部の設置等では、平成26年の県計画修正に伴うものとして、災害時要援護者の避難支援プランを、避難行動要支援者名簿に言いかえております。

49ページ中段をごらん願います。

第6章、武力攻撃災害の対処の部分であります、(3)汚染原因に応じた対応で、①核攻撃の場合、②生物剤による攻撃の場合、③化学剤による攻撃の場合のそれぞれにおいて詳細を追記したほか、50ページ下段からの、3、武力攻撃原子力災害への対処について、平成26年の岩手県計画及び国の基本方針修正に伴う修正を実施しております。

58ページ上段をごらん願います。

第7章、情報の収集・提供ですが、国の基本方針修正に伴い、収集・報告すべき情報を修正しております。

63ページ下段をごらん願います。

第9章、国民生活の安定に関する措置ですが、3、生活基盤等の確保として、上下水道施設、町が管理する河川及び道路について、適切な管理を行う旨を追記しております。

65ページ中段をごらん願います。

第10章、特殊標章等の交付及び管理であります、3、特殊標章等に係る普及啓発に努める旨を追記しております。

今後の予定といたしましては、去る2月19日に開催をいたしました大槌町国民保護協議会の答申を踏まえまして、岩手県と本協議を行います。協議が整った後、当該計画書を町ホームページ等で公表するとともに関係機関に配布する予定でございます。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） この対照表の7ページ、5番目の公共団体その他の防災上重要な施設、この中でちょっと説明をお願いしたいんですが、一般病院というくくりになっておりますけれども、開業医、県立病院、大学病院、その辺ちょっと詳しく御説明お願いできますか。

○議長（小松則明君） 危機管理室長。

○危機管理室長（田中恭悦君） 阿部俊作議員の質問にお答えいたします。

こちらのほうの計画の部分につきましては、かなり年数等々がたっている部分がございます、まずここ、今回見直した部分につきましては、平成29年の8月に隣国による弾道ミサイル等の発射が2回ほどございました。あとそれと、先ほど来産業振興部等々から一般質問の答弁の中で話されているとおり、釜石のほうにおきましてワールドカップの試合等々が開催されるという部分がございます、これについての計画書のほうを、

地域防災計画と同様に見直さなきゃならないという部分の経過がございまして、今回見直しを図らせていただいたということになってございます。

ここの病院等々につきましては、やはり、委員の方々、結構いろいろなところからやっていただいて、御意見等を伺う中で、病院の代表といたしましては、例えば保健所であつたりとか、ここで言うところの県立病院等にも出ていただいているという状況になってございますので、一般の医療機関ということで御承知おき願いたいということでございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 災害におきましては、やっぱり生命、財産……生命を守る最前線は病院、お医者さん等の連携だと思いますので、それでここに一般と一くりにしてはいますが、けれども、連携の状態ということを確認したくてお尋ねしたわけです。特にこの病院という決まっているくくりではないですよ。そのことだけお尋ねします。

○議長（小松則明君） 危機管理室長。

○危機管理室長（田中恭悦君） 大変失礼しました。

どこの病院というわけではございません。いずれ町内の医療機関全部という形になってございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 6ページの4番の指定公共機関並びに指定地方公共機関の事務または業務の概要というところで、機関の名称というところがございます。現在まだ、山田線は走っておりませんが、この後三陸鉄道として走るわけです。ここに三陸鉄道が含まれていない、その理由はどういうことからかをお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 危機管理室長。

○危機管理室長（田中恭悦君） ここの、委員の構成の中で、指定公共機関並びにということで、今のところJRを載せていただいたという形になりまして、いずれここの部分につきましては、次年度以降もこれは随時見直していくと。地域防災計画もそうなんですけれども、次年度以降も組織の再編等々もございますし、あと国のほうの制度等々がまた変わってくる可能性もございますので、この計画についてはその都度見直していくということで御理解をいただければと思います。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

以上で報告第5号を終わります。



---

○

日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

○議長（小松則明君） 日程第7、諮問第1号人権擁護委員の推薦ついてを議題といたします。

提案理由及び内容説明が終了しておりますので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）  
質疑を終結いたします。

本案につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員として議会の意見を聞いて推薦する候補として適当であるかどうかの意見を求めていますので、この際諮問の趣旨に鑑み、討論を終結して本案のとおり適任者と認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は適任者として認めることに決定いたしました。

---

○

日程第8 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について

○議長（小松則明君） 日程第8、諮問第2号人権擁護委員の推薦ついてを議題といたします。

提案理由及び内容説明が終了しておりますので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）  
質疑を終結いたします。

本案につきましても、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員として議会の意見を聞いて推薦する候補として適当であるかどうかの意見を求めていますので、討論を終結して本案のとおり適任者と認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は適任者として認めることに決定いたしました。

---

○

日程第9 諮問第3号 人権擁護委員の推薦について

○議長（小松則明君） 日程第9、諮問第3号人権擁護委員の推薦ついてを議題といたします。

提案理由及び内容説明が終了しておりますので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）  
質疑を終結いたします。

本案につきましても、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員として議会の意見を聞いて推薦する候補として適当であるかどうかの意見を求めておりますので、討論を終結して本案のとおり適任者と認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は適任者として認めることに決定いたしました。

○

日程第10 諮問第4号 人権擁護委員の推薦について

○議長（小松則明君） 日程第10、諮問第4号人権擁護委員の推薦ついてを議題といたします。

提案理由及び内容説明が終了しておりますので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）  
質疑を終結いたします。

本案につきましても、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員として議会の意見を聞いて推薦する候補として適当であるかどうかの意見を求めておりますので、討論を終結して本案のとおり適任者と認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は適任者として認めることに決定いたしました。

○

日程第11 議案第2号 大槌町教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めること  
について

○議長（小松則明君） 日程第11、議案第2号大槌町教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由及び内容説明が終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。（「なし」の声あり）  
質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、提案の趣旨に鑑み、この際討論を終結

し採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小松則明君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第2号大槌町教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、無記名投票で行います。議場閉鎖を求めます。

(議場閉鎖)

○議長(小松則明君) ただいまの出席議員数は13名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に12番阿部義正君及び13番芳賀 潤君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(小松則明君) 念のために申し上げます。本案に賛成の諸君は「賛成」と、反対の諸君は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない白票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。(「なし」の声あり) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○議長(小松則明君) 異常なしと認めます。

職員の点呼に応じ、順次投票願います。点呼を命じます。

(点呼)

(各員投票)

○議長(小松則明君) 投票漏れはありませんか。(「なし」の声あり) 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。立会人の12番阿部義正君及び13番芳賀 潤君の立ち会いを願います。

(開票)

○事務局長(瀧澤康司君) 開票結果を報告いたします。

投票総数 12票

これは議長を除く出席議員数に符合いたします。

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票中、

賛成 12票

反対 0票

○議長（小松則明君） 以上のとおり、賛成者が全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○

日程第12 議案第3号 大槌町教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

○議長（小松則明君） 日程第12、議案第3号大槌町教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由及び内容説明が終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、提案の趣旨に鑑み、この際討論を終結し採決したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第3号大槌町教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、無記名投票で行います。議場閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（小松則明君） ただいまの出席議員数は13名であります。

次に、立会人の指名をいたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番佐々木慶一君及び2番下村義則君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長（小松則明君） 念のために申し上げます。本案に賛成の諸君は「賛成」と、反対の諸君は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない白票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○議長（小松則明君） 異常なしと認めます。

点呼に応じ、順次投票願います。点呼を命じます。

(点呼)

(各員投票)

○議長（小松則明君） 投票漏れはありませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。立会人の1番佐々木慶一君及び2番下村義則君の立ち会いを願います。

(開票)

○議長（小松則明君） 開票の結果を報告いたします。

○事務局長（瀧澤康司君） 投票総数 12票

これは議長を除く出席議員数に符合いたします。

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票中、

賛成 12票

反対 0票

○議長（小松則明君） 以上のとおり、賛成者が全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日7日は午前10時より再開いたします。

本日はこれをもって散会といたします。

大変御苦労さまでございました。

散 会 午後3時18分